

あきた

第1157号

令和3年4月10日
毎月10日発行

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目次

条 例

- 秋田市緑あふれるまちづくり基金条例を廃止する条例(第1号) 4
- 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例(第2号) 4
- 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第3号) 5
- 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第4号) 9
- 秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第5号) 14
- 秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第6号) 16
- 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第7号) 18
- 秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第8号) 24
- 秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第9号) 26
- 秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(第10号) 27
- 秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第11号) 29
- 秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第12号) 31
- 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第13号) 33
- 秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第14号) 34
- 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第15号) 36
- 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(第16号) 39
- 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を

- 定める条例の一部を改正する条例(第17号) 41
- 秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第18号) 42
- 秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第19号) 43
- 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第20号) 44
- 秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第21号) 47
- 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第22号) 48
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例(第23号) 48
- 秋田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例(第24号) 49
- 秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例(第25号) 49
- 秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例(第26号) 50
- 秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例(第27号) 50
- 秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例(第28号) 51
- 秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例(第29号) 51
- 秋田市火災予防条例の一部を改正する条例(第30号) 52
- 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第31号) 53
- 秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例(第32号) 53
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例(第33号) 53
- 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(第34号) 54

規 則

- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則(第4号) 54
- 秋田市民生委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則(第5号) 55
- 秋田市介護保険条例施行規則および秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則(第6号) 55
- 秋田市災害危険区域に関する条例施行規則(第7号) 55
- 秋田市火災予防規則の一部を改正する規則(第8号) 55
- 秋田市財務規則の一部を改正する規則(第9号) 56
- 秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則(第10号) 56
- 保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

(第11号)56	○認可地縁団体の告示事項の変更について(第65号)87
教 委 規 則	○道路の区域変更および供用開始について(第66号)88
○秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則(第1号)56	○中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務の委託について(第67号)88
○社会教育指導員設置規則を廃止する規則(第2号)57	○身体障害者福祉法による医師の指定について(第68号)88
上下水道局管理規程	○秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について(第69号)88
○秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程(第8号)57	○秋田市中央市民サービスセンターの指定管理者の指定について(第70号)88
○秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程(第9号)57	○秋田市金足地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について(第71号)88
訓 令	○秋田県知事から令和3年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査の実施について(第72号)89
○秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令(第1号)58	○秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者の指定について(第73号)89
上下水道局訓令	○認可地縁団体の告示事項の変更について(第74号)89
○秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令(第1号)58	○令和3年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について(第75号)89
消防本部訓令	○秋田市上北手地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について(第76号)118
○秋田市査察規程の一部を改正する訓令(第1号)58	○秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について(第77号)118
告 示	○秋田市桜地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について(第78号)118
○秋田市食肉衛生検査所との畜検査手数料および畜検査等証明書交付手数料の徴収業務の委託について(第45号)58	○市道路線の認定について(第79号)118
○認可地縁団体の告示事項の変更について(第46号)58	○道路の区域決定および供用開始について(第80号)119
○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について(第47号)59	○秋田市リフレッシュガーデンの使用料等の徴収業務の委託について(第81号)119
○秋田市子ども広場における子ども広場使用料の徴収事務の委託について(第48号)59	○秋田市まちなか観光案内所の指定管理者の指定について(第82号)119
○地籍調査事業の実施について(第49号)59	○秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者の指定について(第83号)119
○専決処分した予算およびその要領について(第50号)59	○秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者の指定について(第84号)119
○令和3年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について(第51号)62	○認可地縁団体の告示事項の変更について(第85号)119
○一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務の委託について(第52号)85	○中央市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について(第86号)120
○秋田市保健所取扱手数料の徴収事務の委託について(第53号)86	○秋田市雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者の指定について(第87号)120
○犬の登録手数料の徴収事務の委託について(第54号)86	○秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者の指定について(第88号)120
○狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託について(第55号)86	○秋田市雄和山村交流センターの指定管理者の指定について(第89号)120
○秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について(第56号)86	○秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者の指定について(第90号)120
○認可地縁団体の告示事項の変更について(第57号)86	○御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務の委託について(第91号)120
○認可地縁団体の告示事項の変更について(第58号)86	○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の再開、休止および廃止について(第92号)120
○証明書交付手数料の徴収事務の委託について(第59号)87	○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の再開について(第93号)121
○国民健康保険税督促状の公示送達について(第60号)87	○医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定、変更および廃止について(第94号)121
○道路の供用開始について(第61号)87	○秋田市一般廃棄物処理基本計画の変更について(第95号)121
○令和2年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について(第62号)87	
○秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について(第63号)87	
○平成30年度、令和元年度および令和2年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について(第64号)87	

- 秋田市一般廃棄物処理実施計画について（第96号） ……121
- 放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務の委託について（第97号） ……121
- 秋田駅地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第98号） ……122
- 秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第99号） ……122
- 道路の区域変更および供用開始について（第100号） ……122
- 道路の区域変更および供用開始について（第101号） ……122
- 道路の区域変更および供用開始について（第102号） ……122
- 北部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について（第103号） ……123
- 包括外部監査契約の締結について（第104号） ……123
- 道路の供用開始について（第105号） ……123
- 道路の区域変更について（第106号） ……123
- 道路の区域変更および供用開始について（第107号） ……123
- 道路の区域変更および供用開始について（第108号） ……123
- 雄和市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について（第109号） ……124
- 指定代理納付者の指定について（第110号） ……124
- 共通観覧券の収入の収納事務の委託について（第111号） ……124
- 市税等の収納事務の委託について（第112号） ……124
- 土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（第113号） ……124
- 秋田市河辺岩見温泉交流センターの指定管理者の指定について（第114号） ……124
- 秋田市河辺岩見温泉交流センター施設使用料徴収事務の委託について（第115号） ……125
- 秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者の指定について（第116号） ……125
- 秋田市河辺市民サービスセンター施設使用料徴収業務の委託について（第117号） ……125
- 令和2年度7期および8期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第118号） ……125
- 指定代理納付者の指定の取消しについて（第119号） ……125

教 委 告 示

- 教育委員会臨時会の招集について（第4号） ……125
- 教育委員会定例会の招集について（第5号） ……125
- 秋田市指定文化財の指定について（第6号） ……125

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第8号） ……126
- 令和3年4月4日執行予定の秋田県知事選挙および秋田市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について（第9号） ……126
- 令和3年4月4日執行予定の秋田県議会議員補欠選挙および秋田市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所について（第10号） ……126
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第11号） ……126
- 令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所について（第12号） ……126
- 令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所

- を開く時刻および閉じる時刻について（第13号） ……126
- 令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理者およびその職務代理者の選任について（第14号） ……127
- 令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙、秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における投票所について（第15号） ……127
- 令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙、秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における投票所を閉じる時刻について（第16号） ……127
- 令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙、秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における投票管理者およびその職務代理者の選任について（第17号） ……127
- 令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙、秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における開票の場所および日時について（第18号） ……127
- 令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙および秋田県議会議員補欠選挙における開票管理者およびその職務代理者の選任について（第19号） ……127
- 令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙および秋田県議会議員補欠選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第20号） ……127
- 令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙、秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第21号） ……127
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第22号） ……128
- 令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙、秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における投票管理者の職務代理者の変更選任について（第23号） ……128
- 令和3年4月4日執行の秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票所について（第24号） ……128
- 令和3年4月4日執行の秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第25号） ……128
- 令和3年4月4日執行の秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票管理者およびその職務代理者の選任について（第26号） ……129
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第27号） ……129
- 令和3年4月4日執行の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について（第28号） ……129
- 令和3年4月4日執行の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における期日前投票所について（第29号） ……129
- 令和3年4月4日執行の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第30号） ……129
- 令和3年4月4日執行の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における期日前投票管理者およびその職務代理者の選任について（第31号） ……130
- 令和3年4月4日執行の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における開票事務について（第32号） ……130
- 令和3年4月4日執行の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時について（第33号） ……130

- 令和3年4月4日執行の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者の選任について（第34号）130
- 令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙、秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における投票管理者の職務代理者の変更選任について（第35号）130

選 挙 長 告 示

- 令和3年4月4日執行の秋田市長選挙における選挙長の事務を行う場所について（第1号）130
- 令和3年4月4日執行の秋田市議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所について（第2号）130
- 令和3年4月4日執行の秋田市長選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第3号）130
- 令和3年4月4日執行の秋田市議会議員補欠選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第4号）130
- 令和3年4月4日執行の秋田市長選挙における候補者の届出について（第5号）131
- 令和3年4月4日執行の秋田市議会議員補欠選挙における候補者の届出について（第6号）131

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第3号）131

上 水 道 局 告 示

- 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更について（第1号）131
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第2号）132
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第3号）132
- 秋田市上下水道事業に係る公金の電子決済による収納事務の委託について（第4号）132

消 防 本 部 告 示

- 秋田市火災予防規則による申請および届出の様式の一部改正について（第2号）133

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について133
- 予防接種法による定期予防接種について133
- 農用地利用集積計画の策定について133
- 許可した開発行為に関する工事の完了について133
- 都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について134
- 都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について134
- 都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について134
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出について134
- 建築基準法による道路の指定の廃止について135

教 委 公 告

- 令和3年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について135

条 例

秋田市緑あふれるまちづくり基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第1号

秋田市緑あふれるまちづくり基金条例を廃止する条例
秋田市緑あふれるまちづくり基金条例（平成17年秋田市条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第2号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例
秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第10号ア中「いう。以下同じ。）（」を「いい、」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする。以下」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号において」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の見出しおよび3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

21 第一号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、同項第10号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得および同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額および同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」とする。

22 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

23 第21項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第3号

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第71号)の一部を次のように改正する。

目次中「第276条」の次に「・第277条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第31条に次の1項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第31条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第31条の2 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))

を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第33条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第56条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問入浴介護を提供することができるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範

困を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第58条中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第62条中「第31条」を「第31条の2」に、「、第37条（第5項および第6項を除く。）、第38条から第40条まで」を「から第40条まで（第37条第5項および第6項を除く。）」に改める。

第76条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第84条第5号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）」を加える。

第86条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者もしくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第94条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行う。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第95条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第106条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第107条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、

法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第107条に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第109条に次の1項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第110条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第110条の2を第110条の3とし、第110条の次に次の1条を加える。

（地域との連携等）

第110条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第112条中「第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「から第38条まで」を「、第37条、第39条の2」に、「「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第33条」を「同項、第27条、第31条の2第2項、第33条第1項ならびに第39条の2第1号および第3号」に改める。

第114条中「第26条、第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「から第38条まで」を「、第37条、第39条の2」に、「第33条に」を「第33条第1項に」に、「および第33条」を「、第31条の2第2項、第33条第1項ならびに第39条の2第1号および第3号」に、「および第107条第3項」を「、第107条第3項および第4項ならびに第110条第2項第1号および第3号」に改める。

第134条中「第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「第38条」を「第39条の2」に改め、「第106条」と、「の次に「同項、第27

条、第31条の2第2項、第33条第1項ならびに第39条の2第1号および第3号中」を加え、「第33条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第142条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第143条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第145条中「第27条」の次に「第31条の2」を、「第107条第3項」の次に「および第4項」を加える。

第147条第1項第1号から第5号までの規定中「1人」を「1」に改め、同条第5項中「ならびに」を「のうち1人以上および」、「および看護職員のそれぞれのうち1人」を「又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員および看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合は、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第150条第1項第2号ア中「第109条」を「第109条第1項」に改め、同号イ中「第109条」を「第109条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「および」という。）」を削る。

第163条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第167条中「第26条」の次に「第31条の2」を、「第40条まで」の次に「（第38条第2項を除く。）」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項ならびに第39条の2第1号および第3号中」に改め、「第107条第3項」の次に「および第4項ならびに第110条第2項第1号および第3号」を加える。

第170条第1項第2号ア中「第109条」を「第109条第1項」に改め、同号イ中「第109条」を「第109条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号アの(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号アの(ウ)を次のように改める。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

第177条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第178条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第178条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第180条の3中「第26条」の次に「第31条の2」を、「第40条まで」の次に「（第38条第2項を除く。）」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第33条第1項中」に改め、「をいう。）」と、」の次に「同項ならびに第39条の2第1号および第3号中」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「および」という。）」を削り、「第107条第3項」の次に「および第4項ならびに第110条第2項第1号および第3号」を加える。

第182条第1項第1号から第4号までの規定中「1人」を「1」に改める。

第187条中「第26条」の次に「第31条の2」を加え、「第37条（第5項および第6項を除く。）第38条から第40条まで」を「から第40条まで（第37条第5項および第6項ならびに第38条第2項を除く。）」に、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項ならびに第39条の2第1号および第3号中」に改め、「第107条第3項」の次に「および第4項ならびに第110条第2項第1号および第3号」を加える。

第200条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第203条中「第26条」の次に「第31条の2」を、「第40条まで」の次に「（第38条第2項を除く。）」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項ならびに第39条の2第1号および第3号中」に改め、「第107条第3項」の次に「および第4項」を加え、「第151条第1項」を「第143条第2項第1号および第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第151条第1項」に改める。

第212条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第213条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令

で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第213条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第225条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第231条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第232条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第232条に次の1項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第236条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第39条」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項ならびに第39条の2第1号および第3号中」に、「読み替える」を「、第110条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第244条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第247条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第39条」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項ならびに第39条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第33条第1項中」に改め、「の従業者」と」の次に「、第110条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第256条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第259条に次の1項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね

6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第260条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第262条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「および第2項」を「、第2項および第4項」に改め、「第256条」と」の次に「同項、第31条の2第2項ならびに第39条の2第1号および第3号中」を、「利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第264条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「、第37条(第5項および第6項を除く。)、第38条から第40条まで」を「から第40条まで(第37条第5項および第6項を除く。)」に、「および第2項」を「、第2項および第4項」に改め、「第256条」と」の次に「同項、第31条の2第2項ならびに第39条の2第1号および第3号中」を、「利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第275条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「および第2項」を「、第2項および第4項」に改め、「第256条」と」の次に「同項、第31条の2第2項、第32条第3項第1号および第3号ならびに第39条の2第1号および第3号中」を加え、「第32条中」を「第32条第1項中」に改め、「利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第276条を第277条とし、第14章中同条の前に次の1条を加える。
(電磁的記録等)

第276条 指定居宅サービス事業者および指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第11条第1項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条(第180条において準用する場合を含む。))、第180条の3、第187条、第203条(第215条において準用する場合を含む。))、第236条、第247条、第262条、第264条および第275条において準用する場合を含む。)および第223条第1項(第247条において準用する場合を含む。)ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者および指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類す

るもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項、第29条（新条例第41条の3および第46条において準用する場合を含む。）、第39条の2（新条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条（新条例第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（新条例第215条において準用する場合を含む。）、第236条、第247条、第262条、第264条および第275条において準用する場合を含む。）、第56条（新条例第62条において準用する場合を含む。）、第76条、第86条、第95条、第106条（新条例第114条および第134条において準用する場合を含む。）、第142条、第163条（新条例第180条の3および第187条において準用する場合を含む。）、第177条、第200条、第212条、第231条、第244条および第256条（新条例第264条および第275条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項および新条例第39条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」と、新条例第29条、第56条、第76条、第86条、第95条、第106条、第142条、第163条、第177条、第200条、第212条、第231条、第244条および第256条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条の2（新条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条（新条例第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（新条例第215条において準用する場合を含む。）、第236条、第247条、第262条、第264条および第275条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第31条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
（感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第3項（新条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条および第275条において準用する場合を含む。）、第110条第2項（新条例第114条、第134条、第167条（新条例第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第236条および第247条において準用する場合を含む。）、第143

条第2項（新条例第203条（新条例第215条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）および第259条第6項（新条例第264条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第56条の2第3項（新条例第62条において準用する場合を含む。）、第107条第3項（新条例第114条、第134条、第145条、第167条、第180条の3、第187条および第203条において準用する場合を含む。）、第178条第4項、第213条第4項および第232条第4項（新条例第247条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずよう努めなければ」とする。
（ユニットの定員に係る経過措置）
- 6 当分の間、新条例第170条第6項第1号アの(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新条例第147条第1項第3号および第178条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第170条第6項第1号アの(ウ)（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第4号

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号）の一部を次のように改正する。

目次中「第266条」の次に「・第267条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。
 - 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 第54条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 第54条の2第3項に後段として次のように加える。
 この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
 第54条の2に次の1項を加える。
 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。
 第54条の2の次に次の1条を加える。
 （業務継続計画の策定等）
 第54条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行ななければならない。
 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
 第54条の3に次の1項を加える。
 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
 (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
 (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に行なうこと。
 第54条の4に次の1項を加える。
 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
 第54条の9の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。
 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護

の提供を行うよう努めなければならない。
 第54条の10の次に次の1条を加える。
 （虐待の防止）
 第54条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に行なうとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
 (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行なうこと。
 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 第62条中「第54条の4」を「第54条の4第1項」に、「第50条の13」を「第50条の13第1項」に改める。
 第72条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 第72条の次に次の1条を加える。
 （勤務体制の確保等）
 第72条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問看護を提供することができるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。
 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。
 3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。
 4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。
 第74条中「第54条の2」を「第54条の2の2」に、「第54条の4」を「第54条の4第1項」に改める。
 第82条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 第84条中「第54条の2」を「第54条の2の2」に、「および第68条」を「、第68条および第72条の2」に、「第54条の4」を「第54条の4第1項」に改め、「設備、備品等」との次に「、第72条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」とを加える。
 第86条第1号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）」を加える。
 第91条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第93条中「第54条の2」を「第54条の2の2」に、「および第68条」を「、第68条および第72条の2」に、「第54条の4」を「第54条の4第1項」に改め、「設備、備品等」との次に「、第72条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第95条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者もしくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合にあつては、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第95条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第120条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第120条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第120条の2に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じ

なければならない。

第120条の4に次の1項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第121条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第123条中「第51条の3」の次に「、第54条の2の2」を加え、「第54条の4中」を「第54条の4第1項中」に改める。

第129条第1項第1号から第5号までの規定中「1人」を「1」に改め、同条第5項中「ならびに」を「のうち1人以上および」に、「および看護職員のそれぞれのうち1人」を「又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員および看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合は、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第132条第1項第2号ア中「第120条の4」を「第120条の4第1項」に改め、同号イ中「第120条の4」を「第120条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「」および「という。）」を削る。

第138条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第139条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者にに対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。
第142条中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「(第54条の9第2項を除く。)」を加え、「第54条の4中「第54条」とあるのは「第138条」と、」を「第54条の2の2第2項、第54条の4第1項ならびに第54条の10の2第1号および第3号中」に、「第120条の2第3項」を「同項中「第54条」とあるのは「第138条」と、第120条の2第3項および第4項」に改める。

第153条第1項第2号ア中「第120条の4」を「第120条の4第1項」に改め、同号イ中「第120条の4」を「第120条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号アの(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号アの(ウ)を次のように改める。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

第156条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第157条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第157条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第164条の3中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「(第54条の9第2項を除く。)」を加え、「第54条の4中」を「第54条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第54条の4第1項中」に改め、「第138条」と、」の次に「同項ならびに第54条の10の2第1号および第3号中」を加え、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「」および「」という。）」を削り、「第120条の2第3項」の次に「および第4項」を加え、「および第137条」を「、第137条ならびに第139条の2第2項第1号および第3号」に改める。

第166条第1項第1号から第4号までの規定中「1人」を「1」に改める。

第171条中「、第53条」の次に「、第54条の2の2」を加え、「第54条の7まで、第54条の8（第5項および第6項を除く。）、第54条の9から第54条の11まで」を「第54条の11まで（第54条の

8第5項および第6項ならびに第54条の9第2項を除く。）」に、「第50条の13中」を「第50条の13第1項中」に、「第54条の4中「第54条」とあるのは「第171条において準用する第138条」と、」を「第54条の2の2第2項、第54条の4第1項ならびに第54条の10の2第1号および第3号中」に、「第120条の2第3項」を「同項中「第54条」とあるのは「第171条において準用する第138条」と、第120条の2第3項および第4項」に改める。

第178条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第181条中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「(第54条の9第2項を除く。)」を加え、「第54条の4中」を「第54条の2の2第2項、第54条の4第1項ならびに第54条の10の2第1号および第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、同項中」に改め、「、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を削り、「第120条の2第3項」の次に「および第4項ならびに第121条第2項第1号および第3号」を加え、「第133条中」を「第133条第1項中」に改める。

第193条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第194条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第194条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第211条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第212条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第213条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第213条に次の1項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより

介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第217条中「第53条まで」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「（第54条の9第2項を除く。）」を加え、「139条の2」を「第139条の2」に、「および第54条の4」を「、第54条の2の2第2項、第54条の4第1項ならびに第54条の10の2第1号および第3号」に、「同条」を「同項」に改め、「第212条」との次に「、第139条の2第2項第1号および第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第231条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第234条中「第53条まで」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「（第54条の9第2項を除く。）」を、「第52条」の次に「、第54条の2の2第2項ならびに第54条の10の2第1号および第3号」を加え、「第54条の4中」を「第54条の4第1項中」に、「第209条第2項」を「第139条の2第2項第1号および第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第209条第2項」に改める。

第242条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第245条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第246条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第248条中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を加え、「第50条の2中」を「第50条の2第1項中」に改め、「第242条」と、の次に「同項、第54条の2の2第2項ならびに第54条の10の2第1号および第3号中」を加え、「第50条の13中」を「第50条の13第1項中」に改め、「サービス利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第253条中「第54条の5から第54条の7まで、第54条の8（第5項および第6項を除く。）」、第54条の9から第54条の11まで」を「第54条の2の2、第54条の5から第54条の11まで（第54条の

8第5項および第6項を除く。）」に、「第50条の2中」を「第50条の2第1項中」に改め、「第242条」と、の次に「同項、第54条の2の2第2項ならびに第54条の10の2第1号および第3号中」を加え、「第50条の13中」を「第50条の13第1項中」に改め、「利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第262条中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を加え、「第50条の2中」を「第50条の2第1項中」に改め、「第242条」と、の次に「同項、第54条の2の2第2項、第54条の3第3項第1号および第3号ならびに第54条の10の2第1号および第3号中」を、「サービス利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第266条を第267条とし、第14章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第266条 指定介護予防サービス事業者および指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第50条の5第1項（第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（第196条において準用する場合を含む。）、第217条、第234条、第248条、第253条および第262条において準用する場合を含む。）および第209条第1項（第234条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者および指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項、第54条（新条例第62条において準用する場合を含む。）、第54条の10の2（新条例第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（新条例第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（新条例第196条において準用する場合を含む。）、第217条、第234条、第248条、第253条および第262条において準用する場合を含む。）、第72条、第82条、第

91条、第120条、第138条（新条例第164条の3および第171条において準用する場合を含む。）、第156条、第178条、第193条、第212条、第231条および第242条（新条例第253条および第262条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項および新条例第54条の10の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第54条、第72条、第82条、第91条、第120条、第138条、第156条、第178条、第193条、第212条、第231条および第242条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第54条の2第3項（新条例第62条において準用する場合を含む。）、第120条の2第3項（新条例第142条、第164条の3、第171条および第181条において準用する場合を含む。）、第157条第4項、第194条第4項および第213条第4項（新条例第234条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第54条の2の2（新条例第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（新条例第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（新条例第196条において準用する場合を含む。）、第217条、第234条、第248条、第253条および第262条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第54条の2の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第54条の3第3項（新条例第62条、第74条、第84条、第93条および第262条において準用する場合を含む。）、第121条第2項（新条例第181条（新条例第196条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第139条の2第2項（新条例第159条、第164条の3、第171条、第217条および第234条において準用する場合を含む。）および第245条第6項（新条例第253条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

6 当分の間、新条例第153条第6項第1号アの(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新条例第129条第1項第3号および第157条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の秋田市

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第153条第6項第1号アの(ウ)（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第5号

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第73号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項ただし書および第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第10項中「サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準条例）」を「サテライト型居住施設（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）」に、「本体施設（指定地域密着型サービス基準条例）」を「本体施設（同条例）」に改める。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第16条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）」を加える。

第21条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第21条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第21条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。第29条に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。第31条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「および」を「又は」に改める。

第34条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第1項第1号アの(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号アの(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第51条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第55条 指定介護老人福祉施設およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第9条第1項（前条において準用する場合を含む。）および第12条第1項（前条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設およびその従業者は、交付、説明、同

意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第4項、第28条、第40条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）、第44条第3項および第51条の規定の適用については、新条例第2条第4項、第40条の2および第44条第3項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第28条および第51条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
（栄養管理に係る経過措置）
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
（口腔衛生の管理に係る経過措置）
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の3（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項および第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第29条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
（感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置）
- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項第3号（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
（事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置）
- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第40

条第1項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 9 当分の間、新条例第45条第1項第1号アのイの規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新条例第4条第1項第3号アおよび第52条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 10 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第45条第1項第1号アのウのbの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第6号

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号）の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」の次に「・第55条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第3条第6項および第7項中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加える。

第5条第1項第1号イのイ中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同号イのイ中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第16条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）」を加

える。

第19条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第19条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

こと。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第44条第4項第1号イの(ア)中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同号イの(イ)中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第46条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第50条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第51条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第51条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第53条中「第19条」を「第19条の3」に改め、「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

第54条を第55条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第54条 介護老人保健施設およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第9条第1項（前条において準用する場合を含む。）および第12

条第1項（前条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 介護老人保健施設およびその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第4項、第28条、第39条の2（新条例第53条において準用する場合を含む。）、第43条第3項および第50条の規定の適用については、新条例第2条第4項、第39条の2および第43条第3項中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」と、新条例第28条および第50条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
（栄養管理に係る経過措置）
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第19条の2（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第19条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
（口腔衛生の管理に係る経過措置）
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第19条の3（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第19条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項および第51条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずよう努めなければ」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第29条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
（感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置）
- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項第3号（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定

にかかわらず、介護老人保健施設は、その従業者又は職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

- （事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置）
- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第39条第1項（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずよう努めなければ」とする。

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第7号

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第204条」の次に「・第205条」を加える。
第4条に次の2項を加える。
- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。
 - 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
第7条第5項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第1号中「いう。」の次に「第48条第4項第1号および」を加え、同項第2号中「いう」の次に「。第48条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第48条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第48条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第48条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第48条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第48条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第48条第4項第8号および」を加える。
第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
(8) 虐待の防止のための措置に関する事項
第33条に次の1項を加える。
 - 5 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。
第33条の次に次の1条を加える。
（業務継続計画の策定等）
第33条の2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、

感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「協議会（）」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。」を加える。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待

の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条第1項第1号中「専ら」および「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。」を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」および「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。」を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文および前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問

介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条中「第34条から」を「第33条の2から」に、「第41条および第42条」を「および第41条から第42条まで」に、「第34条第1項および第35条」を「第33条の2第2項、第34条第1項ならびに第3項第1号および第3号、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号」に改める。

第60条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第60条の13に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第60条の17第1項中「協議会（）」次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。」を加える。

第60条の20中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第60条の20の3中「、第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」に、「および第60条の13第3項」を「、第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号」に改める。

第60条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の36第1項中「次項」を「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。次項」に改める。

第60条の38中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」に改め、「第60条の13第3項」の次に「および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号」を加える。

第65条第1項中「又は施設」の次に「（第67条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第66条第2項中「第83条第7項」の次に「、第111条第9項」を加える。

第67条第1項ただし書中「又は」を「もしくは」に改め、「できる」の次に「ものとし、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事しても差し支えない」を加える。

第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第83条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次

に「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「第112条第2項」を「第112条第3項」に改める。

第88条中「行方会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。)」を加える。

第101条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第102条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第109条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第60条の13第3項」の次に「および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号」を加える。

第111条第1項中「」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握および速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間および深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間および深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応

型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第118条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合にあっては、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第129条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」との次に「、第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第139条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加え

る。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項
第147条第4項に後段として次のように加える。
この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
第147条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。
第150条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」に改め、「第7章第4節」との次に「、第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。
第152条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。
第152条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。
ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
第152条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「又は機能訓練指導員により」を「もしくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。
第158条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。
第159条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）」を加える。
第164条の次に次の2条を加える。
（栄養管理）
第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。
（口腔衛生の管理）
第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた

口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
第169条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
(8) 虐待の防止のための措置に関する事項
第170条第3項に後段として次のように加える。
この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
第170条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。
第172条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」を加える。
第176条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第178条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。
第181条第1項第1号アの(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号アの(ウ)を次のように改める。
(ウ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
第183条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。
第187条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。
(9) 虐待の防止のための措置に関する事項
第188条第4項に後段として次のように加える。
この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
第188条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係

を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第190条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第192条第11項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第203条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第60条の13中」を「第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中」に改める。

第204条を第205条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。
(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項および第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。))ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第3項、第32条、第41条の2(新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。)、第56条、第60条の

12(新条例第60条の20の3において準用する場合を含む。)、第60条の34、第74条、第101条(新条例第203条において準用する場合を含む。)、第123条、第146条、第169条および第187条の規定の適用については、同項および新条例第41条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」と、新条例第32条、第56条、第60条の12、第60条の34、第74条、第101条、第123条、第146条、第169条および第187条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条の2(新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第33条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条第3項(新条例第60条において準用する場合を含む。)および第60条の16第2項(新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条および第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第60条の13第3項(新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条および第203条において準用する場合を含む。)、第124条第3項、第147条第4項、第170条第3項および第188条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の2(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第164条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の3(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第164条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第172条第2項第3号(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置)

9 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第176条第1項（新条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

10 当分の間、新条例第181条第1項第1号アの(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第152条第1項第3号アおよび第188条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

11 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第181条第1項第1号アの(ウ)のbの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第8号

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」の次に「・第92条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「第44条第7項」の次に「および第71条第9項」を加える。

第10条第1項ただし書中「又は」を「もしくは」に改め、「できる」の次に「ものとし、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事させ、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事させても差し支えないものとする」を加える。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通

所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会(」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下)」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)から第39条まで」を「第28条の2、第31条から第39条まで(第37条第4項を除く。)」に改め、「規程」と、の次に「同項、第28条第3項および第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号

および第3号、第32条第1項ならびに第37条の2第1号および第3号中」を加え、「、第28条第3項および第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握および速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間および深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間および深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることことができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合にあっては、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対

し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第24条、第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項）」を「から第39条まで（第37条第4項および第39条第5項）に改め、「規程」と、」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号および第3号、第32条第1項ならびに第37条の2第1号および第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

第91条を第92条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。
(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第14条第1項（第65条および第86条において準用する場合を含む。）および第76条第1項ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項、第27条、第37条の2（新条例第65条および第86条において準用する場合を含む。）、第57条および第80条の規定の

適用については、同項および新条例第37条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第27条、第57条および第80条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

- (認知症に係る基礎的な研修を受講に関する経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条第3項（新条例第65条において準用する場合を含む。）および第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条の2（新条例第65条および第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第28条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

- (感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条第2項（新条例第65条および第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第9号

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」の次に「・第35条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
第5条第4項中「第6項」を「第7項」に改める。
第18条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
(6) 虐待の防止のための措置に関する事項
第19条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防

止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第21条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第22条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第27条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第27条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。)」を加える。

第34条を第35条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第34条 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第8条(前条において準用する場合を含む。))および第31条第26号(前条において準用する場合を含む。)ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第5項、第18条および第27条の2(これらの規定を新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項および新条例第27条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第18条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第19条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第19条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第10号

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第77号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」の次に「・第33条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合その他のやむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

第5条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加え、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改める。

第14条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならないものとする。)」を加え、同条第18号の2の次に次の1号を加える。

(8)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費および特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合および訪問介護に係る居宅介護サービス費の額がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のため

の指針を整備すること。

- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条を第33条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。
(電磁的記録等)

第32条 指定居宅介護支援事業者および指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第8条(前条において準用する場合を含む。))および第14条第24号(前条において準用する場合を含む。))ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者および指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

(秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成30年秋田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「改正後の秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における改正後の秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例第4条第1項に規定する管理者(以下「管理者」という。)が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。))については、同条例」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。))を同条例第4条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する

基準を定める条例第14条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第5項、第19条および第28条の2(これらの規定を新条例第31条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項および新条例第28条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第19条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(新条例第31条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2(新条例第31条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第11号

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例(平成30年秋田市条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

第2条に次の2項を加える。

- 4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

- 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第6条第1項第1号イの(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イの(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活

用して行うことができるものとする。）」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないものとする。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 介護医療院は、入所者の^{くわう}口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第4項第1号イの(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イの(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第55条 介護医療院およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙

その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。)および第13条第1項(前条において準用する場合を含む。)ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護医療院およびその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項から附則第7項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イおよび第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項、第29条、第40条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)、第44条第3項および第51条の規定の適用については、新条例第2条第4項、第40条の2および第44条第3項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第29条および第51条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(栄養管理に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
(口腔衛生の管理に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項および第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」と

する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第30条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置)

8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第40条第1項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第77号)の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第31条の2」に改め、「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第2条に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。第7条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第23条第2項中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険

法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」を加える。

第31条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第31条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条に次の1項を加える。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

第34条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第35条第4項第1号アの(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号アの(ロ)を次のように改める。

(ロ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とす

ること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第36条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第40条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第40条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第42条中「第23条まで」の次に「、第24条の2」を加え、「第31条まで」を「第31条の2まで」に改める。

第45条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることににより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第45条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第47条第1項中「協議会」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならないものとする。」を加える。

第48条中「および第31条」を「、第31条および第31条の2」に、「第31条まで」を「第31条の2まで」に改める。

第50条第4項第1号アの(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号アの(ロ)を次のように改める。

(ロ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第52条中「第23条まで」の次に「、第24条の2」を、「、第31条」の次に「、第31条の2」を加え、「第31条まで」を「第31条の2まで」に改める。

第53条を第54条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条 特別養護老人ホームおよびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホームおよびその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第5項および第7条（これらの規定を新条例第48条において準用する場合を含む。）、第31条の2（新条例第42条、第48条および第52条において準用する場合を含む。）ならびに第33条第3項および第34条（これらの規定を新条例第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第2条第5項、第31条の2および第33条第3項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第7条および第34条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第3項（新条例第48条において準用する場合を含む。）および第40条第4項（新条例第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2（新条例第42条、第48条および第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
（感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置）
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第26条第2項第3号（新条例第42条、第48条および第52条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別養護老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。
（事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置）
- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第31条第1項（新条例第42条、第48条および第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。
（ユニットの定員に係る経過措置）

- 7 当分の間、新条例第35条第4項第1号アのイの規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新条例第11条第1項第4号アおよび第40条第2項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 8 前項の規定は、新条例第50条第4項第1号アのイの規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、前項の規定中「第11条第1項第4号アおよび第40条第2項」とあるのは、「第45条第1項第4号アおよび第52条において準用する第40条第2項」と読み替えるものとする。
- 9 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例第35条第4項第1号アのロのb又は第50条第4項第1号アのロのbの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第13号

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第78号）の一部を次のように改正する。
- 第2条に次の1項を加える。
- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。
第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
(7) 虐待の防止のための措置に関する事項
第8条に次の1項を加える。
- 3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
第12条第12項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。
- 第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。
- 第21条第2項中「第29条」を「第30条」に改める。
- 第23条第3項に後段として次のように加える。
- この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
第23条に次の1項を加える。
- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに

より職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第23条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第23条の2 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行う必要がある。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」を「研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」に改める。

第29条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第30条を第32条とし、第29条の次に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第30条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第31条 養護老人ホームおよびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)

第2条第4項、第7条および第30条の規定の適用については、同項および同条中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」と、新条例第7条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第2項第3号の規定にかかわらず、養護老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的に行うとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めるものとする。

(事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置)

6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第29条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずよう努めなければ」とする。

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第14号

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第79号)の一部を次のように改正する。
目次中「第33条」を「第33条の2」に改め、「第34条」の次に「第35条」を加える。

第2条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。」を加える。

第22条第2項中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。第24条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「、研修」を「の研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」に改める。

第28条に次の1項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第33条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第33条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条を第35条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第34条 軽費老人ホームおよびその職員は、作成、交付、保存そ

の他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 軽費老人ホームおよびその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項中「附則第29項まで」を「附則第30項まで」に、「第33条」を「第33条の2」に、「附則第29項に」を「附則第30項までに」に改める。

附則第29項中「第33条」を「第33条の2」に、「附則第22項」を「附則第23項」に、「附則第28項」を「附則第29項」に、「附則第29項」を「附則第30項」に改め、同項を附則第30項とし、附則第28項を附則第29項とし、附則第27項を附則第28項とする。

附則第26項の前の見出しを削り、同項第2号および第3号中「附則第29項」を「附則第30項」に改め、同項を附則第27項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームA型における生活相談員の業務）」を付する。

附則第25項を附則第26項とする。

附則第24項中「第22項第2号」を「附則第23項第2号」に改め、同項を附則第25項とし、附則第23項を附則第24項とし、附則第22項の前の見出しを削り、同項を附則第23項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームA型の利用料の受領）」を付する。

附則第21項を附則第22項とする。

附則第20項中「第11項第6号」を「附則第12項第6号」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第19項中「第11項第5号」を「附則第12項第5号」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第18項中「第11項第4号および第12項第3号イ」を「附則第12項第4号および附則第13項第3号イ」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「第11項第3号イおよび第12項第2号イ」を「附則第12項第3号イおよび附則第13項第2号イ」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「第11項第2号および第12項第1号」を「附則第12項第2号および附則第13項第1号」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「第11項第1号」を「附則第12項第1号」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「第11項および第12項」を「附則第12項および附則第13項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とし、附則第11項の前の見出しを削り、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームA型の職員配置の基準）」を付する。

附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「(軽費老人ホームA型の設備の基準)」を付する。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項ならびに第7条および第33条の2(これらの規定を新条例附則第30項において準用する場合を含む。)ならびに附則第6項の規定の適用については、新条例第2条第4項および第33条の2ならびに附則第6項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第7条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第3項(新条例附則第30項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2(新条例附則第30項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置)
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第26条第2項第3号(新条例附則第30項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
(事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置)
- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第33条第1項(新条例附則第30項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第1項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第15号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第31条中「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第33条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。
第33条の次に次の1条を加える。
(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第34条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第35条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはな

らない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第40条の次に次の1項を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条第1項および第2項中「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第48条第1項中「第32条」の次に「、第35条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条第2項中「第32条」の次に「、第35条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に、「第47条第2項」を「同条第2項」に改める。

第59条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第68条中「第73条」を「第73条第1項」に改める。

第69条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第71条に次の1項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第72条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第73条に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第74条を次のように改める。

第74条 削除

第76条第2項第4号中「第74条第2項」を「次条において準用する第35条の2第2項」に改める。

第77条中「第36条、第37条第1項」を「第33条の2、第35条の2から第37条（第2項を除く。）まで」に、「第40条」を「第40条の2」に改める。

第86条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合は、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第90条中「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第91条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第93条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第94条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「および第74条から第76条まで」を「、第75条および第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第94条において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第94条の5中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改める。

第109条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「、第74条」を削り、「、第93条」を「、第93条第1項」に改める。

第109条の4中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改

め、「第74条」を削る。

第122条中「第34条」を「第33条（第1項および第2項を除く。）」に改める。

第148条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第148条において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第148条の4中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改める。

第157条第2項第4号中「第74条第2項」を「第35条の2第2項」に改める。

第158条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「第74条」を削り、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第158条の4中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「第74条」を削る。

第162条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第163条第2項中「第4項までおよび第6項」を「第5項まで」に改める。

第169条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合は、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第171条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第171条において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第182条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合は、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第183条の2の次に次の1条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第183条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第184条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第184条において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第189条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74

条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第189条において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第193条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第193条において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第193条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第193条の12および第193条の20中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加える。

第195条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改め、「専ら」の次に「当該」を加える。

第199条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第200条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第200条の2の3第2項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改め、同条第4項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改め、「専ら」の次に「当該」を加え、同条第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改める。

第200条の2の10中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条の2の10において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第200条の4第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改め、「専ら」の次に「当該」を加える。

第200条の11に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第200条の12中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条の12において準用す

る第74条第2項」と、同項第5号および第6号を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第201条第1項中「および第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

第209条第1項中「第36条から」を「第33条の2、第35条の2から」に、「第60条まで」を「第61条まで」に改め、「第71条まで」の次に「、第75条」を、「第82条」の次に「、第87条から第89条まで」を加え、「第93条の」を「第91条から第93条までの」に、「第209条第2項から第5項まで」を「第209条第1項」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第209条第1項において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号を「同項第4号から第6号までの規定」に、「、第93条」を「、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第93条第1項」に改め、同条第2項中「第61条、第74条、第75条、」を削り、「から第89条まで、第91条および第92条」を「および第86条」に改め、「、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、「および第87条第4項」および「、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第3項中「第61条、第74条、第75条、第87条から第89条まで、第91条、第92条、」および「、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第4項中「第61条、第74条、第75条、第87条から第89条まで、第91条、第92条、」および「、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第5項中「第61条、第74条、第75条、」および「、第87条から第89条まで、第91条、第92条」および「、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項および第40条の2（新条例第43条第1項および第2項、第43条の4、第48条第1項および第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、

第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の2の10、第200条の12ならびに第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条の2（新条例第43条第1項および第2項、第43条の4、第48条第1項および第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の2の10、第200条の12ならびに第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第33条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条第3項（新条例第43条第1項および第2項、第43条の4、第48条第1項および第2項、第122条、第193条の12ならびに第193条の20において準用する場合を含む。）、第72条第2項および第91条第2項（新条例第94条の5、第109条、第109条の4、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第200条、第200条の2の10、第200条の12および第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第35条の2第3項（新条例第43条第1項および第2項、第43条の4、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第200条、第200条の2の10、第200条の12ならびに第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第35条の2第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第16号

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条第13項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第6条第1項中「および第2号」を削り、同条第2項中「第

13項第3号」を「第13項第2号」に改める。

第26条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第35条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合は、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合は、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第45条中「第51条」を「第51条第1項」に改める。

第46条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第46条の次に次の1条を加える。
（業務継続計画の策定等）

第46条の2 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第48条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第49条第2項中「、指定障害者支援施設」を「、当該指定障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設における感染症および食中毒の

予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第51条に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第52条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第58条の次に次の1条を加える。
（虐待の防止）

第58条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成30年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則
（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項および第58条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第46条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第49条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第52条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第17号

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第65号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援(秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第63号)第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合は、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第50条、第55条および第60条中「第32条まで」を「第32条の2

まで」に改める。
 第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。
 第64条第2項中「第5項までおよび第7項」を「第6項まで」に改める。
 第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。
 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合は、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。
 第69条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。
 第71条の2の次に次の1条を加える。
 (厚生労働大臣が定める事項の評価等)
 第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
 第82条に次の1項を加える。
 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合は、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
 第84条および第87条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。
 第89条第1項中「および第6項」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。
 附 則
 (施行期日)
 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
 (虐待の防止に係る経過措置)
 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、改正後の秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項および第32条の2(新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条および第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
 (業務継続計画の策定等に係る経過措置)
 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2(新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条および第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第25条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
 (感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)
 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項および第48条第2項(新条例第55条、第60条、第69条、第84条および第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
 (身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第28条第3項(新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条および第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第18号

秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第7条第2項第2号中「第15条第2項」を「第17条第2項」に改め、同項第3号中「第16条第2項」を「第18条第2項」に改める。

第17条を第20条とし、第16条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第19条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条第2項中「福祉ホーム」を「当該福祉ホーム」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第19条第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第13条を第15条とし、第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、

利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第12条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第4項および第19条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第14条の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第15条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第19号

秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第45条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第14項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第12条第1項中「および第2号」を削り、同条第2項中「第14項第3号」を「第14項第2号」に改める。

第19条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合は、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合は、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。第37条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第37条の2 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「、障害者支援施設」を「、当該障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症および食中毒の予防お

よびまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第45条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第45条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項および第45条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第37条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
（感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
（身体的拘束等の禁止に係る経過措置）
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第41条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第20号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第1号中「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」および「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「おいて日常生活」を「おいて、日常生活」に、「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「同じ。」の次に「、日常生活および社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条および第78条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条および第78条において同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条および第78条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条および第78条において同じ。）を行う場合

第5条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士および障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5

項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条および第78条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第6条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第6条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」の次に「および第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員および保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第6条第3項中「前項」を「前2項」に、「従業者を」を「従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 看護職員（日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。

第27条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第37条中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

第38条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第38条の次に次の1項を加える。

（業務継続計画の策定等）

第38条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行なわなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。第40条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第41条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に行なうこと。

第43条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第44条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行なうこと。

第45条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止

するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第51条第2項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第59条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第76条中「第43条中」を「第43条第1項中」に改める。

第78条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第78条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士および障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第85条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第90条第2項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）もしくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第96条中「第38条」の次に「、第38条の2」を加える。

第101条中「第38条」の次に「、第38条の2」を加え、「第43条中」を「第43条第1項中」に改める。

第102条第1項中「、第2項および第4項、第6条」を「から第3項までおよび第5項、第6条（第3項および第6項を除く。）」に、「第78条第1項、第2項および第4項」を「第78条第1項から第3項までおよび第5項」に、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」を「同条第3項および第5項中「指定児童発達支援」」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「同条第4項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第5項中「指定児童発達支援事業所」」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項を「同条第3項および第5項」に改め、同条第2項中「第5条第5項および第78条第5項」を「第5条第6項および第78条第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項および第45条第2項（新条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条および第101条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第38条の2（新条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条および第101条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第38条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
（感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第41条第2項（新条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条および第101条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
（身体的拘束等の禁止に係る経過措置）
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第44条第3項（新条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条および第101条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次項および附則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新条例第5条第1項および第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 7 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第5条第3項および第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 8 旧指定児童発達支援事業者については、新条例第6条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第59条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新条例第59条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧条例第59条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。
- 11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第78条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項および附則第13項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新条例第78条第1項および第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第78条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第78条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 14 この条例の施行の際現に旧条例第85条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新条例第85条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧条例第85条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第21号

秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第6条第2項第2号中「第17条第2項」を「第19条第2項」に改め、同項第3号中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改める。

第19条を第22条とし、第18条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第21条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条第2項中「、地域活動支援センター」を「、当該地域活動支援センター」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第21条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第15条を第17条とし、第14条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第16条 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第14条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、改正後の秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項および第21条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第16条の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずよう努めなければ」とする。

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第22号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「除く。」の次に「もしくは同法第97条に規定する大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第23号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例(平成12年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「別表第3第61号および第61号の2」を「別表第3第60号および第61号」に改める。

別表第3第1号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「2,800円」を「4,000円」に、「4,200円」を「6,000円」に、「16,000円」を「19,000円」に改め、同表第2号を次のように改める。

(2) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機による食品の調理販売営業許可申請手数料	調理機能を有する自動販売機による食品の調理販売営業許可申請手数料	10,000円
---	----------------------------------	---------

別表第3第3号から第11号までを削り、同表第12号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「9,600円」を「14,000円」に改め、同号を同表第3号とし、同表第13号を削り、同表第14号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「9,600円」を「14,000円」に改め、同号を同表第4号とし、同表第15号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「21,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第5号とし、同号の次に次のように加える。

(6) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	14,000円
(7) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	23,000円
(8) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	23,000円
(9) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	23,000円

別表第3第16号および第17号を削り、同表第18号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「21,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第10号とし、同号の次に次のように加える。

(11) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	23,000円
(12) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	23,000円

する審査		
(13) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	23,000円

別表第3第19号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「21,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第14号とし、同号の次に次のように加える。

(15) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	23,000円
(16) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	23,000円

別表第3第20号を削り、同表第21号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「21,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第17号とし、同号の次に次のように加える。

(18) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	23,000円
--	--------------	---------

別表第3第22号を削り、同表第23号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「21,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第19号とし、同表第24号を削り、同表第25号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「みそ製造業の」を「みそ又はしょうゆ製造業の」に、「みそ製造業許可申請手数料」を「みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料」に、「16,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第20号とし、同表第26号および第27号を削り、同表第28号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「16,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第21号とし、同表第29号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「14,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第22号とし、同表第30号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「14,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第24号とし、同表第32号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「21,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第25号とし、同号の次に次のように加える。

(26) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	30,000円
(27) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	23,000円

(28) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	30,000円
(29) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	23,000円
(30) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	23,000円
(31) 食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	14,000円

別表第3第33号を削り、同表第34号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「21,000円」を「23,000円」に改め、同号を同表第32号とし、同表中第35号を第33号とし、第36号を第34号とし、第36号の2を第35号とし、第37号から第61号までを1号ずつ繰り上げ、第61号の2を第61号とする。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

秋田県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第24号

秋田県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

秋田県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和51年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、受益者」を「受益者」に、「同表」を「それぞれ同表の」に改め、同項の表中「5割以内」を「2分の1以内の額」に改め、同表に次のように加える。

中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業	市が負担する当該年度の負担金額の3分の1以内の額
--------------------	--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第25号

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第32条第1項第2号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき	3
			その他のもの	1年	9
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき	730
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	460
			地下に設けるもの	1年	270
	その他のもの				910

別表法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号および第4号」を「第32条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第26号

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年秋田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第33条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第45条を第46条とし、第44条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道もしくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

別表中「第44条関係」を「第45条関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第27号

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例（平成28年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	34,000円	を
-----------------------------	---------	---

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	24,000円	に
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	34,000円	

改め、同条第2号の表中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	39,000円	を
-----------------------------	---------	---

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	28,000円	に
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	39,000円	

改め、同条第3号の表中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	129,000円	を
-----------------------------	----------	---

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	97,000円	に
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	129,000円	

改め、同条第4号の表中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	323,000円	を
-----------------------------	----------	---

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	247,000円	に
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	323,000円	

改める。

第5条第1項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項第1号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改

め、同項第2号中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同項第3号の表中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	117,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）
-----------------------------	-----------------------------------

を

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	97,000円（適合証を提出する場合にあっては、15,000円）
-----------------------------	----------------------------------

に

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	117,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）
-------------------------------	-----------------------------------

改め、同項第4号の表中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	292,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）
-----------------------------	-----------------------------------

を

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	247,000円（適合証を提出する場合にあっては、15,000円）
-----------------------------	-----------------------------------

に

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	292,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）
-------------------------------	-----------------------------------

改め、同項第5号中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改める。

第6条第1項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める。
第7条中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同条第5号の表中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	117,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）
-----------------------------	-----------------------------------

を

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	97,000円（適合証を提出する場合にあっては、15,000円）
-----------------------------	----------------------------------

に

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	117,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）
-------------------------------	-----------------------------------

改め、同条第6号の表中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	292,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）
-----------------------------	-----------------------------------

を

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	247,000円（適合証を提出する場合にあっては、15,000円）
-----------------------------	-----------------------------------

に

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	292,000円（適合証を提出する場合にあっては、22,000円）
-------------------------------	-----------------------------------

改める。

第8条第1項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第28号

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例（平成25年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表中

300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	173,000円（適合証を提出する場合にあっては、26,000円）
-------------------------------	-----------------------------------

を

300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の場合	140,000円（適合証を提出する場合にあっては、16,000円）
-------------------------------	-----------------------------------

に

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	173,000円（適合証を提出する場合にあっては、26,000円）
---------------------------------	-----------------------------------

改め、同条第4号の表中

300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	369,000円（適合証を提出する場合にあっては、26,000円）
-------------------------------	-----------------------------------

を

300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の場合	290,000円（適合証を提出する場合にあっては、16,000円）
-------------------------------	-----------------------------------

に

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	369,000円（適合証を提出する場合にあっては、26,000円）
---------------------------------	-----------------------------------

改め、同条第6号の表中

300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	150,000円（適合証を提出する場合にあっては、26,000円）
-------------------------------	-----------------------------------

を

300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の場合	112,000円（適合証を提出する場合にあっては、16,000円）
-------------------------------	-----------------------------------

に

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	150,000円（適合証を提出する場合にあっては、26,000円）
---------------------------------	-----------------------------------

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例
秋田市災害危険区域に関する条例（平成16年秋田市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「区域は」の次に「、出水」を加え、「秋田市河辺神内字振作の」を「別表に掲げる」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

その指定した区域を変更し、又はその指定を解除したときも、同様とする。

第3条中「災害危険区域」を「規定により指定された災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）」に改め、「建築物」の次に「（以下「住居用建築物」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、別表第2号に掲げる区域に係る災害危険区域において、住居用建築物のうち次の各号のいずれかに該当するものとして市長が認定したのものについては、この限りでない。

- (1) 当該住居用建築物の地盤面の高さが河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第7号に規定する計画高水位に0.6メートルを加えた高さ（以下「災害危険基準高」という。）以上である住居用建築物
(2) 法第2条第5号に規定する主要構造部（屋根および階段を除く。）が鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の住居用建築物であって、災害危険基準高以下の部分に居室を有しないもの

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。（認定の申請）

第4条 前条ただし書の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条、第3条関係）

Table with 2 columns: (1) 地区, (2) 区域. Lists specific areas like 河辺地区, 雄和地区, etc.

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。（経過措置）
2 改正後の秋田市災害危険区域に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の規定による災害危険区域の指定の際当該災害危険区域に現に存する住居の用に供する建築物又は現に建築の工事中の住居の用に供する建築物（以下「既存住居用建築物

等」という。）については、新条例第3条および第4条の規定は、適用しない。ただし、新条例第2条の規定による災害危険区域の指定後に増築、改築又は移転の工事に着手した既存住居用建築物等（当該増築、改築又は移転に係る部分に限る。）については、この限りでない。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第30号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第52条第10号」を「第52条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（「を、」を「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とするとともに、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量および温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものおよび消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第52条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の秋田市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造および管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第31号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「7,807.6ヘクタール」を「7,929.4ヘクタール」に、「300,455人」を「291,010人」に、「198,180.0立方メートル」を「162,610.0立方メートル」に改める。

別表第3中「617.0ヘクタール」を「599.0ヘクタール」に、「17,588人」を「17,028人」に、「3,955.8立方メートル」を「3,804.6立方メートル」に改める。

第2条 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3中「599.0ヘクタール」を「554.0ヘクタール」に、「17,028人」を「15,468人」に、「3,804.6立方メートル」を「3,383.4立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第32号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市豊岩石田坂農業集落排水施設の項を削る。

第2条 秋田市農業集落排水施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市豊岩豊巻農業集落排水施設の項および秋田市

豊岩小山農業集落排水施設の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条ならびに附則第4項および附則第5項の規定は、規則で定める日から施行する。

(秋田市豊岩石田坂農業集落排水施設の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の秋田市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（秋田市豊岩石田坂農業集落排水施設に係るものに限る。）は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日に秋田市農業集落排水施設（秋田市豊岩石田坂農業集落排水施設に限る。）を使用していた者で施行日以後引き続き公共下水道として使用しているもの（水道水を使用しているものに限る。）に係る施行日から施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、施行日以後引き続き秋田市農業集落排水施設を使用しているものとみなして使用料を算定する。

(秋田市豊岩豊巻農業集落排水施設および秋田市豊岩小山農業集落排水施設の廃止に伴う経過措置)

4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（次項において「一部施行日」という。）前に第2条の規定による改正前の秋田市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（秋田市豊岩豊巻農業集落排水施設および秋田市豊岩小山農業集落排水施設に係るものに限る。）は、秋田市下水道条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 一部施行日の前日に秋田市農業集落排水施設（秋田市豊岩豊巻農業集落排水施設および秋田市豊岩小山農業集落排水施設に限る。）を使用していた者で一部施行日以後引き続き公共下水道として使用しているもの（水道水を使用しているものに限る。）に係る一部施行日から一部施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、一部施行日以後引き続き秋田市農業集落排水施設を使用しているものとみなして使用料を算定する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第33号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第70条の3第1号および第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第6条の9の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第7条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項および第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分および令和5年度分」に改め、同条第

4項および第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第7条の3中「平成30年法律第3号」附則第22条第1項を「令和3年法律第7号」附則第14条第1項に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第8条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「額」を「額。以下この条において同じ。」に、「額を」を「額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を「額」に改める。

附則第13条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第13条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第13条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 改正後の秋田市市税条例（次項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 3 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第34号

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年秋田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）附則第7条第1項」に、「第2条第1項の過疎地域」を「附則第5条に規定する特定市町村の区域」に、「同じ」を「この条において同じ」に、「過疎地域内において製造の事業」を「過疎地域に係る同法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等」に、「第30条」を「第23条」に、「」又は」を「次条第1項第2号において同じ。」又は」に、「除く」を「除く。次条第1項第1号において同じ」に、「を新設し、又は増設した」を「の取得等（同法第23条に規定する取得等（租税

特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（次条第1項第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うもの（新設又は増設に限る。）をいう。）をした」に改める。

第2条第1項中「第12条第1項の表第1号第2欄又は第45条第1項の表第1号第2欄」を「第12条第3項の表第1号中欄又は第45条第2項の表第1号中欄」に、「第12条第1項の表第1号第3欄又は第45条第1項の表第1号第3欄」を「第12条第3項の表第1号下欄又は第45条第2項の表第1号下欄」に、「2,700万円を超える」を「次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上の」に、「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改め、「総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣の」を削り、「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が、5,000万円を超え1億円以下である法人が行うもの（新設又は増設に限る。）をいう。）をいう。）をした」に改める。
- (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に取得される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

規 則

秋田市政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第4号

秋田市政組織規則の一部を改正する規則

秋田市政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第10条財政課の項第3号中「、秋田市緑あふれるまちづくり基金」を削る。

第11条観光振興課の項中第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

- (2) まちなか観光案内所に関すること。

第11条文化振興課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 文化創造館に関すること。

第12条第1項市民課の項第3号中「ならびに通知カード」を削り、「個人番号カード」の次に「の交付等」を加える。

第13条の2子ども育成課の項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第14条商工貿易振興課の項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金の管理に関すること。

第25条第1項第3号および第27条第2項第3号中「ならびに通知カード」を削り、「個人番号カード」の次に「の交付等」を加

える。

第30条の6第2項第3号中「通知カードおよび」を削り、「個人番号カード」の次に「の交付等」を加える。

第34条の5中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 子ども広場に関すること。

第47条第2項の表第15号の次に次のように加える。

15の2	行政管理官	部および課所室等	上司の命を受けて、特定の重要かつ専門的な事務の一部を分担処理する。
------	-------	----------	-----------------------------------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第11条文化振興課の項の改正規定は、同年3月21日から施行する。

秋田市民生委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第5号

秋田市民生委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市民生委員の定数を定める条例施行規則（平成26年秋田市規則第57号）の一部を次のように改正する。

本則中「714人」を「717人」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

秋田市介護保険条例施行規則および秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第6号

秋田市介護保険条例施行規則および秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「をいう。ただし、同項第6号」を「（同項第6号）に、「同じ。」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」を「同じ。）をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、同法」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加える。

(1) 秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）第7条の表第1号ア

(2) 秋田市介護保険法施行細則（平成12年秋田市規則第25号）第3条第1項の表第1号ア

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(秋田市介護保険条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の秋田市介護保険条例施行規則の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料の減免から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料の減免については、なお従前の例による。

(秋田市介護保険法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

3 改正後の秋田市介護保険法施行細則の規定は、介護保険法（平成9年法律第123号）第49条の2第1項各号に掲げる介護給付に係るサービスおよび同法第59条の2第1項各号に掲げる予防給付に係るサービス（以下「介護給付等に係るサービス」という。）が行われた月が令和3年8月以後の場合における介護給付又は予防給付の特例について適用し、介護給付等に係るサービスが行われた月が同年7月以前の場合における介護給付又は予防給付の特例については、なお従前の例による。

秋田市災害危険区域に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第7号

秋田市災害危険区域に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市災害危険区域に関する条例（平成16年秋田市条例第110号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 条例第4条の規定による申請は、災害危険区域内住居用建築物認定申請書によるものとする。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 立面図又は断面図
- (5) 条例第3条第2号に規定する住居用建築物に係る申請にあっては、構造図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定の可否の通知)

第3条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

秋田市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第8号

秋田市火災予防規則の一部を改正する規則

秋田市火災予防規則（昭和48年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の表条例第52条第9号から第12号までの項中「第12号」を「第13号」に、「変電設備・燃料電池発電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出」を「変電設備・急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出」に改め、同表条例第52条

第13号の項中「第52条第13号」を「第52条第14号」に改め、同表条例第52条第14号の項中「第52条第14号」を「第52条第15号」に、「水素ガスを充てんする気球の設置届出」を「水素ガスを充填する気球の設置届出」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第9号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第63条第2項中「記名押印」を「記名」に改め、「あり、かつ、職務上に係るものについては職印、その他のものについては認印の押印が」を削る。

第67条第2項中「および使用する印鑑の印影」を削る。

第82条第2項を削る。

第249条第2項を次のように改める。

2 証拠書類の首標金額以外の記載事項の訂正については、別に定めるところによる。

第250条中「請求書、見積書、」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第10号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表河辺市民サービスセンターの項中「500円」を「400円」に改め、同表斎場の項中「300円」を「200円」に改め、同表上新城地区コミュニティセンターの項中「200円」を「100円」に改め、同表金足地区コミュニティセンターの項を削り、同表大正寺連絡所の項中「200円」を「100円」に改め、同表平和公園の項中「700円」を「200円」に改め、同表河辺総合福祉交流センターの項中「500円」を「400円」に改め、同表仁井田児童館の項および土崎児童館の項中「800円」を「700円」に改め、同表上北手児童館の項中「300円」を「200円」に改め、同表総合環境センターの項中「200円」を「100円」に改め、同表国指定重要文化財旧黒澤家住宅の項中「300円」を「200円」に改め、同表秋田消防署牛島出張所の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同表秋田南消防署河辺分署の項中「500円」を「400円」に改め、同表太平山自然学習センターの項中「200円」を「100円」に改め、同表八橋陸上競技場の項および八橋硬式野球場の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表屋内多目的運動場（光沼近隣公園）の項中「200円」を「600円」に改め、同表秋田市立体育館の項中「700円」を「600円」に改め、同表築山小学校の項中「1,100円」を「1,000円」に改め、同表牛島小学校の項中「1,000円」を「900円」に改め、同表旭川小学校の項中「800円」を「700円」に改め、同表高清水小

学校の項中「600円」を「900円」に改め、同表下新城小学校の項および上新城小学校の項中「200円」を「100円」に改め、同表仁井田小学校の項中「800円」を「700円」に改め、同表四ツ小屋小学校の項および上北手小学校の項中「300円」を「200円」に改め、同表金足西小学校の項中「200円」を「100円」に改め、同表戸島小学校の項中「300円」を「200円」に改め、同表太平中学校の項中「200円」を「100円」に改め、同表外旭川中学校の項中「300円」を「200円」に改め、同表飯島中学校の項中「700円」を「300円」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第11号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成9年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第11項第4号中「および第29条の2第1項」を削り、同項第5号を同項第16号とし、同号の前に次の11号を加える。

- (5) 法第28条第1項に定める診察の日時等の通知に関する事項
- (6) 法第29条第1項に定める入院措置に関する事項
- (7) 法第29条第3項（法第29条の2第4項において準用する場合を含む。）に定める入院措置等の通知に関する事項
- (8) 法第29条の2第1項に定める入院措置等に関する事項
- (9) 法第29条の2の2第1項に定める入院措置のための移送に関する事項
- (10) 法第29条の2の2第2項（法第34条第4項において準用する場合を含む。）に定める移送等の通知に関する事項
- (11) 法第29条の2の2第3項（法第34条第4項において準用する場合を含む。）に定める行動の制限に関する事項
- (12) 法第29条の4第1項に定める入院措置の解除に関する事項
- (13) 法第29条の5に定める入院措置に係る届出に関する事項
- (14) 法第31条第2項に定める入院に要する費用の徴収に係る報告の徴収等に関する事項
- (15) 法第34条第1項から第3項までに定める医療保護入院等のための移送に関する事項

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教 委 規 則

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月2日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第1号

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条の5の見出し中「および事務職員等」を「、事務職員等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項を同条第2項とする。

第14条の6を次のように改める。

（学校事務共同実施組織）

第14条の6 学校において、効率的かつ効果的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図り、教育活動の支援を行うため、関係する学校の事務職員が共同で学校事務の処理を行う学校事務共同実施組織（以下「組織」という。）を置くことができる。

- 2 組織の名称は、共同実施グループとする。
- 3 複数の組織を統括する学校に、統括事務長を置く。
- 4 共同実施グループにグループリーダーおよび必要に応じてサブリーダーを置く。
- 5 グループリーダーは、事務職員の中から教育委員会が発令する。
- 6 グループリーダーは、各共同実施組織の業務の総括および調整を行う。
- 7 教育委員会は、必要に応じて県費負担事務職員を事務長として発令することができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、共同実施グループの組織、運営および業務等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

社会教育指導員設置規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月17日

秋田市教育委員会
教育長 佐藤孝哉

秋田市教委規則第2号

社会教育指導員設置規則を廃止する規則

社会教育指導員設置規則（昭和47年秋田市教委規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 工藤喜根男

秋田市上下水道局管理規程第8号

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「主管課所長」を「主管課所室長」に改める。

第24条第1項に次のただし書を加える。

ただし、調定と同時に収入の収納が行われる場合は、この限りでない。

第24条第2項中「前項」を「前項本文」に、「おそくとも」を「遅くとも」に、「この」を「、この」に改める。

第32条の2ただし書中「手続き」を「手続」に改め、同条第2号中「電気料、水道料」を「電気料金、水道料金」に、「ガス使用料」を「ガス料金」に、「テレビ聴視料」を「テレビ受信料」に、「及び」を「および」に改め、同条第3号中「及び」を「および」に改める。

第33条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第35条第3項を削る。

第60条第1項中「主管課所室長（以下「課長」という。）」を「課長等」に改める。

第62条第1項中「課長」を「課長等」に改め、同条第2項中「課長」を「課長等」に、「行なうものとする」を「行うものとする」に改める。

第67条第1項、第68条第1項および第84条の2中「課長」を「課長等」に改める。

第85条第1号キ中「イからへまで」を「アからカまでおよびケ」に改め、同号ケ中「有形資産」を「その他の有形資産」に改め、同条第2号カ中「借主」の次に「である資産」を、「まで」の次に「およびキ」を加える。

第92条第1項中「課長は、すみやかに」を「課長等は、速やかに」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第95条および第96条中「課長は」を「課長等は」に改める。

第97条中「課長」を「課長等」に改める。

第105条中「課長および」を「課長等および」に改める。

第109条第1項中「課長は」を「課長等は」に、「参考書類」を「、参考書類」に改める。

第111条中「課長より」を「課長等より」に改める。

第116条の見出しを「（計理状況報告）」に改め、同条中「法資金予算表」を「資金予算表」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 工藤喜根男

秋田市上下水道局管理規程第9号

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局分課および処務規程（昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

3	技監	局	上司の命を受けて、所管の技術を掌理する。
---	----	---	----------------------

第4条第2項の表中

を

3	技監	局	上司の命を受けて、所管の技術を掌理する。
3の2	副理事	局	上司の命を受けて、調査、企画その他の事務を掌る。

に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第1号

序 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第10条企画財政部長専決事項の項第4号中「給料」を「報酬（会計年度任用職員の報酬に限る。）、給料」に、「および共済費」を「、共済費および旅費（会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。）」に改める。

第10条の2市場長専決事項の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第11条観光振興課長専決事項の項に次の1号を加える。

(6) まちなか観光案内所の管理に関する事。

第11条観光振興課長専決事項の項の次に次のように加える。

文化振興課長専決事項

(1) 文化創造館の管理に関する事。

第11条子ども育成課長専決事項の項第7号を削り、同条子ども健康課長専決事項の項の次に次のように加える。

子ども未来センター所長専決事項

(1) 子ども広場の管理および使用許可に関する事。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は公布の日から、第11条観光振興課長専決事項の項の次に次のように加える改正規定は同年3月21日から施行する。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第1号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 副理事 処務規程第4条第2項に規定する副理事をいう。

第4条の表局長の項中「又は技監」を「、技監又は副理事」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 第1順位者又は第2順位者について該当する者が複数ある場合は、決裁権者があらかじめ定める順序によるものとす

る。

第8条下水道整備課長専決事項の項中第3号を第5号とし、同項第2号中「下水道事業受益者負担金および分担金」を「下水道事業受益者負担金等」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 各施設の工事の設計、施工および精算に関する事。

(2) 下水道管きょ工事の設計、施工および精算に関する事。

第8条に次のように加える。

下水道施設課長専決事項

(1) 各施設の工事の設計、施工および精算に関する事。

仁井田浄水場建設室長専決事項

(1) 仁井田浄水場の更新に係る工事の設計、施工および精算に関する事。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

消防本部訓令

秋田市消防本部訓令第1号

消 防 本 部
消 防 署
消 防 職 員 一 般

秋田市査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月29日

秋田市消防長 工 藤 琢 磨

秋田市査察規程の一部を改正する訓令

秋田市査察規程（平成16年秋田市消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第55条第1項中「押印」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月1日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市河辺神内字堂坂2番地1

株式会社秋田県食肉流通公社

代表取締役社長 土 田 正 広

2 委託した期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

秋田市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年3月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
神田町内会
- 2 認可年月日
平成12年11月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 佐藤洋悦
秋田市外旭川字梶ノ目346番地1
変更後 櫻井博範
秋田市外旭川字神田797番地11
- 4 変更年月日
令和3年2月7日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第47号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和3年3月4日

秋田市長 穂積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
令和3年2月19日
 - (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
令和3年3月4日から同年9月4日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第48号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市子ども広場における子ども広場使用料の徴収

事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。
令和3年3月5日

秋田市長 穂積 志

受託者の所在地および氏名
秋田市上北手荒巻字塚切24番地2
特定非営利活動法人 子育て応援Seed
理事長 山崎 純

秋田市告示第49号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づく、秋田県知事の令和2年度地籍調査に関する事業計画の決定を受け、地籍調査事業を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月8日

秋田市長 穂積 志

- 1 事業計画が告示された年月日
令和3年2月19日 秋田県告示第93号
- 2 調査を実施するものの名称
秋田市
- 3 調査地区
 - (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市雄和平尾鳥字長滝の一部
 - (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市雄和平尾鳥字長滝の一部
秋田市雄和平尾鳥字藤森の一部
- 4 調査期間
令和2年5月26日から令和3年3月31日まで

秋田市告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和3年3月9日

秋田市長 穂積 志

専決第1号

専決処分書

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第8号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年1月9日

秋田市長 穂積 志

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第8号）

令和2年度秋田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,694,740千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰入金		千円 4,585,073	千円 700,000	千円 5,285,073
	2 基金繰入金	4,252,718	700,000	4,952,718
歳 入 合 計		179,994,740	700,000	180,694,740

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 16,466,993	千円 700,000	千円 17,166,993
	2 道路橋りょう費	4,737,359	700,000	5,437,359
歳 出 合 計		179,994,740	700,000	180,694,740

専決第2号

専 決 処 分 書

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第9号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年1月19日

秋田市長 穂 積 志

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度秋田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定め

るところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,394,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰入金		千円 5,285,073	千円 700,000	千円 5,985,073
	2 基金繰入金	4,952,718	700,000	5,652,718
歳 入 合 計		180,694,740	700,000	181,394,740

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 17,166,993	千円 700,000	千円 17,866,993
	2 道路橋りょう費	5,437,359	700,000	6,137,359
歳 出 合 計		180,694,740	700,000	181,394,740

専決第5号

専 決 処 分 書

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年1月29日

秋田市長 穂 積 志

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度秋田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107,222千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,501,962千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		千円 59,744,649	千円 107,222	千円 59,851,871
	1 国庫負担金	19,335,655	42,488	19,378,143
	2 国庫補助金	40,335,679	64,734	40,400,413
歳 入 合 計		181,394,740	107,222	181,501,962

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		千円 9,459,896	千円 107,222	千円 9,567,118
	2 保健所費	2,058,496	107,222	2,165,718
歳 出 合 計		181,394,740	107,222	181,501,962

専決第7号

専 決 処 分 書

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第11号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年2月9日

秋田市長 穂 積 志

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度秋田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定め

るところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182,201,962千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		千円 5,985,073	千円 700,000	千円 6,685,073
	2 基金繰入金	5,652,718	700,000	6,352,718
歳 入 合 計		181,501,962	700,000	182,201,962

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 17,866,993	千円 700,000	千円 18,566,993
	2 道路橋りょう費	6,137,359	700,000	6,837,359
歳 出 合 計		181,501,962	700,000	182,201,962

秋田市告示第51号

令和3年3月5日の「令和3年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和3年3月9日

秋田市長 穂 積 志

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第12号）

令和2年度秋田市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,165,755千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,036,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の補正は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		千円 42,556,233	千円 △247,496	千円 42,308,737
	1 市民税	18,922,073	△132,946	18,789,127
	2 固定資産税	19,306,352	△28,427	19,277,925
	3 軽自動車税	834,804	△38,112	796,692
	4 市たばこ税	1,930,059	24,288	1,954,347
	6 入湯税	33,261	△16,210	17,051
	7 事業所税	1,522,363	△56,089	1,466,274
2 地方譲与税		1,089,246	△96,308	992,938
	1 地方揮発油譲与税	233,327	△24,897	208,430
	2 自動車重量譲与税	681,396	△40,763	640,633
	4 森林環境譲与税	98,102	7	98,109
	5 特別とん譲与税	25,436	△1,854	23,582
	6 航空機燃料譲与税	50,984	△28,801	22,183

4	配当割交付金	110,578	△28,869	81,709
	1 配当割交付金	110,578	△28,869	81,709
5	株式等譲渡所得割交付金	96,165	△43,481	52,684
	1 株式等譲渡所得割交付金	96,165	△43,481	52,684
6	法人事業税交付金	461,719	△33,493	428,226
	1 法人事業税交付金	461,719	△33,493	428,226
7	地方消費税交付金	7,986,263	△516,396	7,469,867
	1 地方消費税交付金	7,986,263	△516,396	7,469,867
8	ゴルフ場利用税交付金	56,818	△9,981	46,837
	1 ゴルフ場利用税交付金	56,818	△9,981	46,837
9	環境性能割交付金	65,846	△19,483	46,363
	1 環境性能割交付金	65,846	△19,483	46,363
11	地方特例交付金	316,457	18,490	334,947
	1 地方特例交付金	316,457	18,490	334,947
12	地方交付税	21,217,000	△721,677	20,495,323
	1 地方交付税	21,217,000	△721,677	20,495,323
14	分担金及び負担金	664,993	△38,728	626,265
	1 負担金	660,613	△38,728	621,885
15	使用料及び手数料	2,405,612	△70,373	2,335,239
	1 使用料	1,179,298	△66,645	1,112,653
	2 手数料	1,226,314	△3,728	1,222,586
16	国庫支出金	59,851,871	65,337	59,917,208
	1 国庫負担金	19,378,143	188,968	19,567,111
	2 国庫補助金	40,400,413	△107,589	40,292,824
	3 委託金	73,315	△16,042	57,273
17	県支出金	10,556,700	△177,968	10,378,732
	1 県負担金	6,368,805	△52,511	6,316,294

	2 県補助金	3,517,069	△132,163	3,384,906
	3 委託金	670,826	6,706	677,532
18 財産収入		217,176	11,055	228,231
	1 財産運用収入	148,726	8,058	156,784
	2 財産売払収入	68,450	2,997	71,447
19 寄附金		357,559	108,780	466,339
	1 寄附金	357,559	108,780	466,339
20 繰入金		6,685,073	△17,123	6,667,950
	1 特別会計繰入金	332,355	△37,973	294,382
	2 基金繰入金	6,352,718	20,850	6,373,568
21 繰越金		1,321,261	△50,058	1,271,203
	1 繰越金	1,321,261	△50,058	1,271,203
22 諸収入		9,628,056	△110,183	9,517,873
	1 延滞金、加算金及び過料	80,003	△26,000	54,003
	3 貸付金元利収入	7,277,468	△1,294	7,276,174
	4 受託事業収入	31,096	△19,835	11,261
	5 雑入	2,239,456	△63,054	2,176,402
23 市債		16,452,600	812,200	17,264,800
	1 市債	16,452,600	812,200	17,264,800
歳 入 合 計		182,201,962	△1,165,755	181,036,207

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 656,365	千円 △7,487	千円 648,878
	1 議会費	656,365	△7,487	648,878
2 総務費		49,458,555	1,003,613	50,462,168
	1 総務管理費	47,158,606	1,070,259	48,228,865
	2 徴税費	1,091,473	△47,393	1,044,080

	3 戸籍住民基本台帳費	762,279	△16,564	745,715
	4 選挙費	140,984	307	141,291
	6 監査委員費	86,764	△2,996	83,768
3 民生費		53,805,665	△78,179	53,727,486
	1 社会福祉費	24,498,840	△43,824	24,455,016
	2 児童福祉費	19,839,089	△13,295	19,825,794
	3 生活保護費	9,422,525	△10,099	9,412,426
	4 国民年金費	43,911	△10,961	32,950
4 衛生費		9,567,118	△138,551	9,428,567
	1 環境衛生費	571,379	△24,876	546,503
	2 保健所費	2,165,718	35,397	2,201,115
	3 清掃費	4,823,739	△94,267	4,729,472
	5 上水道費	117,549	△670	116,879
	6 食肉衛生検査所費	172,740	△2,016	170,724
	7 母子衛生費	675,977	△52,119	623,858
5 労働費		848,649	910	849,559
	1 労働諸費	848,649	910	849,559
6 農林水産業費		3,477,786	△80,994	3,396,792
	1 農業費	2,601,843	△118,425	2,483,418
	2 農業集落排水費	541,178	△54,473	486,705
	3 林業費	334,765	91,904	426,669
7 商工費		11,642,541	△529,722	11,112,819
	1 商工費	11,642,541	△529,722	11,112,819
8 土木費		18,566,993	△547,587	18,019,406
	1 土木管理費	334,049	△9,357	324,692
	2 道路橋りょう費	6,837,359	26,174	6,863,533
	3 河川費	1,189,984	△215,566	974,418

	4 港湾費	123,229	△8,254	114,975
	5 都市計画費	4,924,481	△190,542	4,733,939
	6 下水道費	4,315,129	△134,802	4,180,327
	7 住宅費	842,762	△15,240	827,522
9 消防費		3,961,932	△34,639	3,927,293
	1 消防費	3,961,932	△34,639	3,927,293
10 教育費		14,618,535	△663,557	13,954,978
	1 教育総務費	2,831,096	△217,629	2,613,467
	2 小学校費	2,799,535	△99,091	2,700,444
	3 中学校費	2,851,467	△79,097	2,772,370
	4 高等学校費	1,057,025	△26,633	1,030,392
	5 幼稚園費	554,769	△35,542	519,227
	6 社会教育費	2,208,285	△149,752	2,058,533
	7 保健体育費	1,021,608	△69,960	951,648
	8 専修学校費	155,839	△732	155,107
	9 大学費	1,138,911	14,879	1,153,790
11 災害復旧費		1,772,413	△36,135	1,736,278
	2 農林水産施設災害復旧費	253,150	26,500	279,650
	3 公共土木施設災害復旧費	455,650	△62,635	393,015
12 公債費		13,530,409	△53,427	13,476,982
	1 公債費	13,530,409	△53,427	13,476,982
歳 出 合 計		182,201,962	△1,165,755	181,036,207

第2表 継続費補正
(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	あきた芸術劇場整備事業	11,454,240	平成29年度	44,154	11,406,804	平成29年度	44,154
				平成30年度	1,236,693		平成30年度	1,236,693

				令和元年度	2,625,162		令和元年度	2,625,162
				令和2年度	3,780,639		令和2年度	3,733,203
				令和3年度	3,767,592		令和3年度	3,767,592
4 衛生費	3 清掃費	第2リサイクルプラザ大規模改修事業	411,000	令和元年度	164,065	406,830	令和元年度	164,065
				令和2年度	246,935		令和2年度	242,765
9 消防費	1 消防費	新屋分署大規模改修事業	294,639	令和元年度	146,967	283,406	令和元年度	146,967
				令和2年度	147,672		令和2年度	136,439
10 教育費	6 社会教育費	秋田城跡史跡公園連絡橋整備事業	424,773	令和2年度	177,560	424,773	令和2年度	115,982
				令和3年度	247,213		令和3年度	308,791
11 災害復旧費	3 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業(市道仙翁台線)	480,300	令和元年度	100,000	417,665	令和元年度	100,000
				令和2年度	380,300		令和2年度	317,665

第3表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	総合窓口支援システム等構築事業	千円 15,026
3 民生費	1 社会福祉費	障がい福祉等システム改修経費	18,199
6 農林水産業費	1 農業費	南部地区農業経営基幹施設整備支援事業	620,450
		漁船泊係留施設浚渫事業	8,000
7 商工費	1 商工費	廃止石油坑井封鎖事業	52,283
		北前船寄港地フォーラム開催経費	11,494
8 土木費	1 土木管理費	県施行急傾斜地崩壊対策事業負担金	4,153
	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	47,000
		消融雪施設整備事業	38,458
		道路改良事業	60,000
		橋りょう修繕事業	100,000
道路橋長寿命化修繕計画策定事業	30,000		

		橋りょう整備事業	105,000
	3 河川費	河川環境整備事業	78,000
		古川流域治水対策事業	99,353
	4 港湾費	県施行秋田港整備事業負担金	20,000
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	47,761
		中心市街地循環バス運行事業	2,400
		地方道路交付金事業	368,485
		千秋公園整備事業	64,300
10 教育費	6 社会教育費	明德館施設整備等経費	13,000
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	117,485

(変 更)

款	項	事 業 名	金 額	
8 土木費	2 道路橋りょう費	電線共同溝整備事業	補正前	千円 100,000
			補正額	70,000
			補正後	170,000
	3 河川費	河川改修事業	補正前	266,000
			補正額	97,000
			補正後	363,000
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	補正前	39,000
			補正額	67,111
			補正後	106,111

第4表 債務負担行為補正
(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
公共施設マネジメントシステム保守管理委託経費	令和2年度～令和3年度	千円 792
法定外公共物財産管理システムクラウド利用経費	令和2年度～令和7年度	12,335
文化創造プロジェクト推進経費	令和2年度～令和3年度	34,443

地域おこし協力隊活用事業	令和2年度～令和3年度	856
秋田市シティプロモーション推進事業	令和2年度～令和3年度	10,968
固定資産土地評価替業務委託経費	令和2年度～令和5年度	58,312
まちなか観光案内所運営経費	令和2年度～令和3年度	10,334
観光客等受入促進事業	令和2年度～令和3年度	500
秋田港大型クルーズ船誘致等事業	令和2年度～令和3年度	57,464
市民スポーツ活動振興事業	令和2年度～令和3年度	18,581
東京2020オリンピック聖火リレー開催関連経費	令和2年度～令和3年度	2,700
美術館施設整備等経費	令和2年度～令和3年度	25,312
食肉衛生検査システム更新・運用経費	令和2年度～令和8年度	7,886
休日在宅診療当番医制業務委託経費	令和2年度～令和3年度	3,546
ワーク・ライフ・バランス推進事業	令和2年度～令和3年度	574
若者自立支援事業	令和2年度～令和3年度	6,291
児童福祉関連サービス委託経費等	令和2年度～令和3年度	481,189
母子保健関連事業委託経費等	令和2年度～令和3年度	293,845
次世代エネルギーパーク運営経費 (スマートシティ創エネ事業)	令和2年度～令和3年度	1,887
情報統合管理基盤運用経費 (スマートシティ省エネ事業)	令和2年度～令和3年度	10,739
あきエコどんどんプロジェクト事業	令和2年度～令和3年度	6,510
ビジネススタートアップ支援事業	令和2年度～令和3年度	9,917
中心市街地循環バス運行事業	令和2年度～令和3年度	9,569
市議会本会議中継等業務委託経費	令和2年度～令和3年度	2,531
タブレット端末機器活用経費	令和2年度～令和5年度	3,366
ICTジュニア育成事業	令和2年度～令和3年度	2,395
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定子ども未来センター分)	令和2年度～令和3年度	664

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	令和2年度 } 令和3年度	千円 159,505	令和2年度 } 令和3年度	千円 226,265
老人福祉関連サービス委託経費等	令和2年度 } 令和3年度	157,089	令和2年度 } 令和3年度	157,355
健康管理関連事業委託経費等	令和2年度 } 令和3年度	15,132	令和2年度 } 令和3年度	532,314
福祉医療システム改修経費	令和2年度 } 令和3年度	5,155	令和2年度 } 令和3年度	8,038
中心市街地循環バス車両購入費負担金	令和2年度 } 令和6年度	3,600	令和2年度 } 令和7年度	3,600
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定スポーツ振興課分)	令和2年度 } 令和3年度	172,233	令和2年度 } 令和3年度	172,811
同 上 (令和2年度設定生活総務課分)	令和2年度 } 令和3年度	41,314	令和2年度 } 令和3年度	47,137
同 上 (令和2年度設定市民課分)	令和2年度 } 令和3年度	17,202	令和2年度 } 令和3年度	17,296
同 上 (令和2年度設定南部市民サービスセンター分)	令和2年度 } 令和3年度	89,187	令和2年度 } 令和3年度	89,308
同 上 (令和2年度設定保健総務課分)	令和2年度 } 令和3年度	35,910	令和2年度 } 令和3年度	37,904
同 上 (令和2年度設定子ども育成課分)	令和2年度 } 令和3年度	7,682	令和2年度 } 令和3年度	14,200
同 上 (令和2年度設定建設総務課分)	令和2年度 } 令和3年度	202,432	令和2年度 } 令和3年度	630,752

第5表 市債補正

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円			
総 務 費	3,085,500	5,300	3,090,800			
児 童 福 祉 費	153,500	△5,300	148,200			

清 掃 費	488,600	△18,600	470,000		
労 働 費	2,300	3,500	5,800		
農 業 費	227,000	△1,100	225,900		
道 路 橋 り ょ う 費	2,207,200	△116,800	2,090,400		
土 地 区 画 整 理 費	870,100	△17,400	852,700		
街 路 事 業 費	250,600	△10,100	240,500		
公 園 整 備 費	100,600	△23,200	77,400		
住 宅 費	154,200	23,400	177,600		
消 防 費	285,000	△27,400	257,600		
小 学 校 費	330,600	△1,800	328,800		
中 学 校 費	1,202,000	1,100	1,203,100		
高 等 学 校 費	103,300	23,900	127,200		
社 会 教 育 費	283,600	△32,200	251,400		
保 健 体 育 費	246,100	107,400	353,500		
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	198,000	△40,800	157,200		
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	58,300	1,500	59,800		
減 収 補 て ん 債		758,300	758,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)
調 整 債		182,500	182,500		
計	16,452,600	812,200	17,264,800		

令和2年度秋田市土地区画整理会計補正予算(第3号)
 令和2年度秋田市の土地区画整理会計補正予算(第3号)は、
 次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,033千円を
 減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,063,503千
 円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
 びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算
 補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 994,000	千円 △19,299	千円 974,701
	1 国庫補助金	994,000	△19,299	974,701
4 繰入金		1,002,036	△18,734	983,302
	1 一般会計繰入金	1,002,036	△18,734	983,302
歳 入 合 計		2,101,536	△38,033	2,063,503

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 2,099,036	千円 △38,033	千円 2,061,003
	1 土地区画整理費	2,099,036	△38,033	2,061,003
歳 出 合 計		2,101,536	△38,033	2,063,503

令和2年度秋田市市有林会計補正予算（第2号）
令和2年度秋田市の市有林会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,229千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244,413千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 12,567	千円 2,229	千円 14,796
	1 財産運用収入	2,322	83	2,405
	2 財産売払収入	10,243	2,112	12,355
	3 分収林収入	2	34	36
歳 入 合 計		242,184	2,229	244,413

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 諸支出金		千円 274	千円 2,229	千円 2,503
	1 分収交付金	274	2,229	2,503
歳 出 合 計		242,184	2,229	244,413

令和2年度秋田市の市営墓地会計補正予算(第2号)
 令和2年度秋田市の市営墓地会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,208千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,319千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 72,980	千円 △8,511	千円 64,469
	1 使用料	51,978	△8,511	43,467
2 繰越金		1	12,719	12,720
	1 繰越金	1	12,719	12,720
歳 入 合 計		73,111	4,208	77,319

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 72,011	千円 4,208	千円 76,219
	2 一般会計繰出金	12,787	4,208	16,995
歳 出 合 計		73,111	4,208	77,319

令和2年度秋田市廃棄物発電会計補正予算(第2号)
 令和2年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40,621千円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ282,062千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 発電収入		千円 322,682	千円 △40,621	千円 282,061
	1 発電収入	322,682	△40,621	282,061
歳 入 合 計		322,683	△40,621	282,062

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 26,727	千円 1,916	千円 28,643
	1 総務管理費	26,727	1,916	28,643

2 繰出金		295,756	△42,537	253,219
	1 一般会計繰出金	295,756	△42,537	253,219
歳 出 合 計		322,683	△40,621	282,062

令和2年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第1号）
 令和2年度秋田市の病院事業債管理会計補正予算（第1号）は、
 次に定めるところによる。
 （繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の
 規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、
 「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市立秋田総合病院貸付金	1 市立秋田総合病院貸付金	地方独立行政法人市立秋田総合病院貸付金	千円 477,700

令和2年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
 令和2年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
 は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
 との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳
 入歳出予算補正」による。
 （債務負担行為の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160,509
 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,422,438
 千円とする。

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」
 による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 4,845,435	千円 167,947	千円 5,013,382
	1 国民健康保険税	4,845,435	167,947	5,013,382
3 国庫支出金		20,423	37,380	57,803
	1 国庫補助金	20,423	37,380	57,803
4 県支出金		23,335,385	△109,355	23,226,030
	1 県補助金	23,335,384	△109,355	23,226,029
5 財産収入		155	487	642
	1 財産運用収入	155	487	642
6 繰入金		3,040,039	△28,222	3,011,817
	1 一般会計繰入金	2,540,039	△28,222	2,511,817
7 繰越金		1	92,272	92,273
	1 繰越金	1	92,272	92,273

歳 入 合 計		31,261,929	160,509	31,422,438
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 22,664,498	千円 8,777	千円 22,673,275
	1 療養諸費	19,536,235	7,277	19,543,512
	5 葬祭諸費	21,850	1,500	23,350
3 国民健康保険事業費納付金		7,680,011	150,873	7,830,884
	1 医療給付費分	5,491,911	185,093	5,677,004
	2 後期高齢者支援金等分	1,654,066	△36,221	1,617,845
	3 介護納付金分	534,034	2,001	536,035
6 基金積立金		155	487	642
	1 基金積立金	155	487	642
8 諸支出金		352,614	372	352,986
	1 償還金及び還付加算金	352,613	16	352,629
	3 一般会計繰出金	0	356	356
歳 出 合 計		31,261,929	160,509	31,422,438

第2表 債務負担行為補正
(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和2年度設定)	令和2年度 ～ 令和3年度	千円 271,019	令和2年度 ～ 令和3年度	千円 284,808

令和2年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第4号)
令和2年度秋田市の介護保険事業会計補正予算(第4号)は、
次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

587,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,262,673千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		千円 6,268,834	千円 335,798	千円 6,604,632

	1 介護保険料	6,268,834	335,798	6,604,632
3 国庫支出金		7,329,002	△53,371	7,275,631
	1 国庫負担金	5,195,406	18,055	5,213,461
	2 国庫補助金	2,133,596	△71,426	2,062,170
4 支払基金交付金		8,013,061	40,992	8,054,053
	1 支払基金交付金	8,013,061	40,992	8,054,053
5 県支出金		4,351,287	△1,741	4,349,546
	1 県負担金	4,123,046	9,680	4,132,726
	2 県補助金	228,241	△11,421	216,820
6 財産収入		1	1,401	1,402
	1 基金運用収入	1	1,401	1,402
7 繰入金		4,667,790	△25,773	4,642,017
	1 一般会計繰入金	4,667,789	△25,772	4,642,017
	2 基金繰入金	1	△1	0
8 繰越金		45,056	289,970	335,026
	1 繰越金	45,056	289,970	335,026
歳 入 合 計		30,675,397	587,276	31,262,673

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 367,015	千円 △25,000	千円 342,015
	1 総務管理費	367,015	△25,000	342,015
2 保険給付費		28,672,172	85,338	28,757,510
	1 介護サービス等諸費	25,907,289	135,471	26,042,760
	2 介護予防サービス等諸費	643,607	△73,617	569,990
	3 高額介護サービス等費	776,776	20,410	797,186
	4 特定入所者介護サービス等費	1,306,949	4,271	1,311,220
	5 その他諸費	37,551	△1,197	36,354

3 地域支援事業費		1,567,375	△96,774	1,470,601
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	954,519	△79,705	874,814
	2 一般介護予防事業費	49,751	△4,377	45,374
	3 包括的支援事業・任意事業費	557,055	△12,165	544,890
	4 その他諸費	6,050	△527	5,523
4 保健福祉事業費		12,432	295	12,727
	1 保健福祉事業費	12,432	295	12,727
5 基金積立金		1	533,447	533,448
	1 基金積立金	1	533,447	533,448
7 諸支出金		45,402	89,970	135,372
	1 償還金及び還付加算金	45,111	89,970	135,081
歳 出 合 計		30,675,397	587,276	31,262,673

令和2年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）
 令和2年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）
 は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152,290千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,882,888千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,889,353	千円 110,417	千円 2,999,770
	1 後期高齢者医療保険料	2,889,353	110,417	2,999,770
3 繰入金		819,662	41,873	861,535
	1 一般会計繰入金	819,662	41,873	861,535
歳 入 合 計		3,730,598	152,290	3,882,888

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 3,649,583	千円 152,290	千円 3,801,873
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,649,583	152,290	3,801,873
歳 出 合 計		3,730,598	152,290	3,882,888

令和2年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和2年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量）（補正予定量）（計）

(1) 給 水 戸 数	149,034	△145	148,889
	戸	戸	戸
(2) 年 間 総 配 水 量	34,916,926	124,703	35,041,629
	m ³	m ³	m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	95,663	341	96,004
	m ³	m ³	m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 配水管整備工事			
配水管布設	1,550	750	2,300
	m	m	m
配水管布設替	22,070	△2,030	20,040
	m	m	m
配水幹線整備	1,470	△10	1,460
	m	m	m

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）（既決予定額）（補正予定額）（計）

収 入			
第1款 水道事業収益	7,689,809	△109,904	7,579,905
	千円	千円	千円
第1項 営業収益	7,004,511	△82,988	6,921,523
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	685,296	△26,916	658,380
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 水道事業費用	7,178,370	△374,974	6,803,396
	千円	千円	千円
第1項 営業費用	6,681,769	△391,947	6,289,822
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	491,701	17,973	509,674
	千円	千円	千円
第3項 特別損失	3,100	△1,000	2,100
	千円	千円	千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,775,487千円」を「2,576,970千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「193,040千円」を「178,554千円」に、減債積立金「267,090千円」を「408,525千円」に、過年度分損益勘定留保資金「2,315,357千円」を「1,989,891千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）（既決予定額）（補正予定額）（計）

収 入			
第1款 資本的収入	1,608,723	△73,824	1,534,899
	千円	千円	千円
第1項 企業債	1,044,500	△400	1,044,100

千円 千円 千円

第3項 補助金 130,300 △35,527 94,773

千円 千円 千円

第4項 固定資産 1 203 204

売却代金 千円 千円 千円

第5項 負担金及び 339,513 △38,100 301,413

寄附金 千円 千円 千円

支 出

第1款 資本的支出 4,384,210 △272,341 4,111,869

千円 千円 千円

第1項 建設改良費 2,878,278 △281,144 2,597,134

千円 千円 千円

第3項 国庫補助金 - 8,803 8,803

返還金 千円 千円 千円

（継続費）

第5条 予算第5条に定めた継続費の年割額を次のとおり変更する。

（変更前）

款 項 事業名	総 額	年 度	年 割 額
1資本的 1建設 仁井田	26,000	令 和	12,000
支 出 改良費 浄水場	千円	2年度	千円
更新事業者		令 和	14,000
選定支援業		3年度	千円
務委託経費			

（変更後）

款 項 事業名	総 額	年 度	年 割 額
1資本的 1建設 仁井田	26,000	令 和	10,000
支 出 改良費 浄水場	千円	2年度	千円
更新事業者		令 和	10,000
選定支援業		3年度	千円
務委託経費		令 和	6,000
		4年度	千円

（企業債）

第6条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

（既決予定額）（補正予定額）（計）

限 度 額	1,044,500	△400	1,044,100
	千円	千円	千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（既決予定額）（補正予定額）（計）

(1) 職 員 給 与 費	1,118,848	△144,104	974,744
	千円	千円	千円

（他会計からの補助金）

第8条 予算第11条中「23,140千円」を「22,470千円」に改める。

（利益剰余金の処分）

第9条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「303,897千円」を「585,614千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

（既決予定額）（補正予定額）（計）

(1) 減 債 積 立 金	151,897	140,717	292,614
	千円	千円	千円
(2) 建設改良積立金	152,000	141,000	293,000
	千円	千円	千円

令和2年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和2年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第2号)

は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度秋田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決予定量)(補正予定量) (計)

(1) 排水戸数	122,847	△1,015	121,832
	戸	戸	戸
(2) 年間総処理水量	38,496,640	454,805	38,951,445
	m ³	m ³	m ³
(3) 一日平均処理水量	105,470	1,246	106,716
	m ³	m ³	m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 管渠建設工事			
管渠布設	4,740	△142	4,598
	m	m	m
管渠改築等	6,480	△747	5,733
	m	m	m
(ロ) 特定環境保全			
公共下水道工事			
管渠布設	4,471	3,011	7,482
	m	m	m

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額)(補正予定額) (計)

収 入			
第1款 下水道事業	11,002,070	△284,413	10,717,657
収 益	千円	千円	千円
第1項 営業収益	7,468,166	△97,913	7,370,253
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	3,533,902	△186,644	3,347,258
	千円	千円	千円
第3項 特別利益	2	144	146
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 下水道事業	10,561,045	△122,751	10,438,294
費 用	千円	千円	千円
第1項 営業費用	9,525,865	△76,727	9,449,138
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	1,031,129	△50,712	980,417
	千円	千円	千円
第3項 特別損失	1,501	4,688	6,189
	千円	千円	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,404,730千円」を「4,405,887千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「175,055千円」を「158,707千円」に、減債積立金「971,648千円」を「1,177,180千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,496,812千円」を「1,834,007千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,761,215千円」を「1,235,993千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額)(補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入	5,121,242	147,570	5,268,812
	千円	千円	千円
第1項 企業債	2,958,900	144,900	3,103,800
	千円	千円	千円
第4項 負担金	146,713	△5,079	141,634
	千円	千円	千円
第5項 固定資産	1	7,749	7,750
売却代金	千円	千円	千円
支 出			
第1款 資本的支出	9,525,972	148,727	9,674,699
	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	3,932,790	144,948	4,077,738
	千円	千円	千円
第3項 国庫補助金	-	3,779	3,779
返還金	千円	千円	千円

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)

限度額	2,958,900	144,900	3,103,800
	千円	千円	千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)

(1) 職員給与費	587,983	△23,125	564,858
	千円	千円	千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第11条中「1,341,889千円」を「1,211,511千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第8条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「265,970千円」を「115,608千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

(既決予定額)(補正予定額) (計)

(1) 減債積立金	265,970	△150,362	115,608
	千円	千円	千円

令和2年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和2年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度秋田市農業集落排水事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決予定量)(補正予定量) (計)

(1) 排水戸数			
(農業集落排水)	2,836戸	△23戸	2,813戸
(個別排水処理)	233戸	△6戸	227戸
(計)	3,069戸	△29戸	3,040戸
(2) 年間総処理水量			
(農業集落排水)	911,068m ³	57,397m ³	968,465m ³
(個別排水処理)	52,204m ³	41m ³	52,245m ³
(計)	963,272m ³	57,438m ³	1,020,710m ³
(3) 一日平均処理水量			
(農業集落排水)	2,496m ³	157m ³	2,653m ³
(計)	2,639m ³	157m ³	2,796m ³

(4) 主要な建設改良事業
 (イ) 農業集落排水
 建設改良
 管渠移設等 583m △427m 156m
 (収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 農業集落排水	747,190	△29,316	717,874
事業収益	千円	千円	千円
第1項 営業収益	128,049	3,564	131,613
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	619,140	△32,880	586,260
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理	33,217	△119	33,098
事業収益	千円	千円	千円
第1項 営業収益	8,497	198	8,695
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	24,718	△317	24,401
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 農業集落排水	744,462	△29,643	714,819
事業費用	千円	千円	千円
第1項 営業費用	689,961	△30,153	659,808
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	53,951	510	54,461
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理	33,925	△140	33,785
事業費用	千円	千円	千円
第1項 営業費用	31,987	△140	31,847
	千円	千円	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「228,253千円」を「227,950千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,788千円及び過年度分損益勘定留保資金223,465千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,368千円、減債積立金20,873千円及び過年度分損益勘定留保資金204,709千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 農業集落排水	202,328	△35,909	166,419
事業資本的収入	千円	千円	千円
第1項 企業債	12,800	△800	12,000
	千円	千円	千円
第2項 出 資 金	128,745	△25,675	103,070
	千円	千円	千円
第4項 負 担 金	51,000	△9,434	41,566
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理	12,504	△2,447	10,057
事業資本的収入	千円	千円	千円
第1項 企業債	2,000	△400	1,600
	千円	千円	千円
第2項 出 資 金	9,719	△1,974	7,745

	千円	千円	千円
第3項 補助金	587	△51	536
	千円	千円	千円
第4項 負担金	198	△22	176
	千円	千円	千円

支 出

第1款 農業集落排水	423,148	△35,909	387,239
事業資本的支出	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	125,859	△35,909	89,950
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理	19,937	△2,750	17,187
事業資本的支出	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	11,613	△2,750	8,863
	千円	千円	千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限 度 額	14,800	△1,200
	千円	千円
	13,600	千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	34,739	△5,670
	千円	千円
	29,069	千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「401,787千円」を「374,963千円」に改める。

令和2年度秋田市一般会計補正予算(第13号)

令和2年度秋田市の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,529,981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184,566,188千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 地方消費税交付金		千円 7,469,867	千円 △225,857	千円 7,244,010
	1 地方消費税交付金	7,469,867	△225,857	7,244,010
16 国庫支出金		59,917,208	1,501,070	61,418,278
	2 国庫補助金	40,292,824	1,501,070	41,793,894
17 県支出金		10,378,732	296,090	10,674,822
	2 県補助金	3,384,906	282,185	3,667,091
	3 委託金	677,532	13,905	691,437
20 繰入金		6,667,950	124,878	6,792,828
	2 基金繰入金	6,373,568	124,878	6,498,446
23 市債		17,264,800	1,833,800	19,098,600
	1 市債	17,264,800	1,833,800	19,098,600
歳 入 合 計		181,036,207	3,529,981	184,566,188

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 50,462,168	千円 38,599	千円 50,500,767
	4 選挙費	141,291	33,829	175,120
	5 統計調査費	218,449	4,770	223,219
3 民生費		53,727,486	1,068	53,728,554
	1 社会福祉費	24,455,016	1,068	24,456,084
4 衛生費		9,428,567	14,940	9,443,507
	4 病院費	1,040,016	14,940	1,054,956
6 農林水産業費		3,396,792	637,046	4,033,838
	1 農業費	2,483,418	637,046	3,120,464
7 商工費		11,112,819	1,000,000	12,112,819
	1 商工費	11,112,819	1,000,000	12,112,819

8	土木費	18,019,406	819,993	18,839,399
	2 道路橋りょう費	6,863,533	327,273	7,190,806
	5 都市計画費	4,733,939	492,720	5,226,659
10	教育費	13,954,978	1,018,335	14,973,313
	1 教育総務費	2,613,467	76,400	2,689,867
	2 小学校費	2,700,444	569,186	3,269,630
	3 中学校費	2,772,370	345,929	3,118,299
	6 社会教育費	2,058,533	7,920	2,066,453
	7 保健体育費	951,648	18,900	970,548
歳 出 合 計		181,036,207	3,529,981	184,566,188

第2表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	光回線整備事業費補助金	千円 78,421
		あきた芸術劇場開館準備経費	255
	3 戸籍住民基本台帳費	各種証明書コンビニ交付システム運用経費	2,281
	5 統計調査費	地籍調査事業	4,770
3 民生費	1 社会福祉費	障がい児者福祉施設整備費補助金	1,068
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産施設復旧支援事業	143,719
		肉用牛生産拡大支援事業	193,227
		県営土地改良施設等整備事業負担金	315,690
8 土木費	5 都市計画費	公園施設長寿命化整備事業	100,400
10 教育費	2 小学校費	小学校大規模改造事業(仁井田小学校)	303,744
		中学校大規模改造事業(城南中学校)	345,929
	6 社会教育費	新屋図書館倉庫棟屋根補修経費	7,920
	7 保健体育費	体育施設整備補修等経費	18,900

(変 更)

款	項	事 業 名	金 額	
				千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	補正前	47,000
			補正額	70,000
			補正後	117,000
		電線共同溝整備事業	補正前	170,000
			補正額	57,273
			補正後	227,273
		橋りょう修繕事業	補正前	100,000
			補正額	200,000
			補正後	300,000
	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	補正前	475,500
			補正額	249,612
			補正後	725,112
		地方道路交付金事業	補正前	368,485
			補正額	107,708
			補正後	476,193
千秋公園整備事業		補正前	64,300	
		補正額	35,000	
		補正後	99,300	
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	補正前	267,417
			補正額	203,700
			補正後	471,117
		小学校トイレ環境改善事業	補正前	164,019
			補正額	61,742
			補正後	225,761

第3表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
臨時診療所設置運営事業	令和2年度～令和3年度	千円 260
新型コロナウイルスワクチン接種事業	令和2年度～令和3年度	1,286,521
県議会議員補欠選挙経費	令和2年度～令和3年度	2,065
市議会議員補欠選挙経費	令和2年度～令和3年度	1,980

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症対策経営安定資金利子補給	令和2年度 、 令和12年度	秋田県の「経営安定資金（危機対策枠及び危機対策特別枠）」による融資を受けた金額の償還利子の1.35%以内の額の利子補給	令和2年度 、 令和13年度	秋田県の「経営安定資金（危機対策枠及び危機対策特別枠）」による融資を受けた金額の償還利子の1.35%以内の額の利子補給

第4表 市債補正

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
農 業 費	千円 225,900	千円 300,100	千円 526,000			
道 路 橋 り ょ う 費	2,090,400	150,700	2,241,100			
土 地 区 画 整 理 費	852,700	249,600	1,102,300			
街 路 事 業 費	240,500	53,800	294,300			
公 園 整 備 費	77,400	67,700	145,100			
小 学 校 費	328,800	497,500	826,300			
中 学 校 費	1,203,100	288,500	1,491,600			
臨 時 財 政 対 策 債	4,802,100	△202,700	4,599,400			
減 収 補 て ん 債	758,300	428,600	1,186,900			
計	17,264,800	1,833,800	19,098,600			

令和2年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第4号）
 令和2年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499,224千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,562,727千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
 （繰越明許費の補正）
 第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	国庫支出金	千円 974,701	千円 249,612	千円 1,224,313
	1 国庫補助金	974,701	249,612	1,224,313
4	繰入金	983,302	249,612	1,232,914
	1 一般会計繰入金	983,302	249,612	1,232,914
歳 入 合 計		2,063,503	499,224	2,562,727

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	事業費	千円 2,061,003	千円 499,224	千円 2,560,227
	1 土地区画整理費	2,061,003	499,224	2,560,227
歳 出 合 計		2,063,503	499,224	2,562,727

第2表 繰越明許費補正

（変 更）

款	項	事 業 名	金 額	
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	補正前	千円 931,000
			補正額	264,000
			補正後	1,195,000
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	補正前	20,000
			補正額	235,224
			補正後	255,224

秋田市告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月9日

秋田市長 穂 積 志

1 徴収業務名

- (1) 一つ森公園テニスコート
- (2) 一つ森公園コミュニティ体育館

- (3) 一つ森公園弓道場
- (4) 雄物川河川緑地テニスコート
- (5) 雄物川河川緑地野球場
- 2 受託者の住所および氏名
秋田市河辺豊成虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 菅 原 真
- 3 委託期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

秋田市告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市八橋南一丁目8番3号
秋田食品衛生協会
会長 浅 利 勇
- 2 委託の期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間

秋田市告示第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市中通六丁目7番9号
公益社団法人 秋田県獣医師会
会長 砂 原 和 文
- 2 委託の期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間

秋田市告示第55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市中通六丁目7番9号
公益社団法人 秋田県獣医師会
会長 砂 原 和 文
- 2 委託の期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間

秋田市告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月11日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷 龍 二
秋田市御町三丁目7番2号	秋田協同書籍株式会社 代表取締役 柳 原 知 明
秋田市旭南一丁目6番5号	海青舎 代表 三 浦 正 宏
能代市島町7番31号	合資会社一長堂 代表社員 嶋 田 マ サ
東京都千代田区神田神保町二丁目2番地22	株式会社六一書房 代表取締役 八 木 唯 史
秋田市山王四丁目1番1号	有限会社太田書店 代表取締役 太 田 盟 子

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

秋田市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年3月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
名ヶ沢自治会
- 2 認可年月日
平成24年3月1日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 安 藤 静 夫
秋田市下浜名ヶ沢字坂本89番地1
変更後 深 井 勝 雄
秋田市下浜名ヶ沢字浦田189番地
- 4 変更年月日
令和3年2月21日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年3月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
仁井田上町町内会
- 2 認可年月日
平成17年4月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 今 野 昭 造
秋田市仁井田本町二丁目4番40号
変更後 堀 川 松 男
秋田市仁井田本町三丁目2番10号
- 4 変更年月日
令和3年2月7日

5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第59号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 吉 本 和 彦

- 2 委託期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

秋田市告示第60号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の供用開始の区域

整理番号	路線名	供 用 開 始 区 間
30247	菅野地下道線	秋田市泉北四丁目5番地先 秋田市外旭川字大畑57番3地先

- 2 供用開始の期日
令和3年3月13日
- 3 縦覧期間および縦覧時間
令和3年3月12日から同月31日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第62号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
五十嵐 大 輔
秋田市御所野元町四丁目10番7号 レオパレス御所野201
- 2 送達すべき書類の名称
令和2年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第63号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和3年3月9日から令和4年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
秋田市下新城小友字沖ノ窪23番地
柴 田 立 樹
ローソン 秋田金足片田店

秋田市告示第64号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度、令和元年度および令和2年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
末戸松本町内会
- 2 認可年月日
平成16年12月22日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 藤 澤 實
秋田市四ツ小屋末戸松本字向野15番地1
変更後 藤 澤 金 一
秋田市四ツ小屋末戸松本字古川敷184番地
- 4 変更年月日
令和3年2月21日
- 5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市 道	旧	桂根線	秋田市浜田字 稗田沢171番 1地先 秋田市下浜羽 川字下野1番 86地先	5,132.40	5.30 ～ 18.00
	新	桂根線	秋田市浜田字 稗田沢171番 1地先 秋田市下浜桂 根字浜田83番 1地先	2,633.90	5.30 ～ 18.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和3年3月16日

3 縦覧期間

令和3年3月16日から同年4月2日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第67号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月17日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市外旭川字待合28番地
あきた市場マネジメント株式会社
代表取締役 加 藤 研 吾

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

秋田市告示第68号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和3年3月17日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
小 島 創 太	秋田大学医学部附属病院	眼科	視覚障害
羅 英 明	秋田大学医学部附属病院	眼科	視覚障害
佐 藤 博 美	秋田大学医学部附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害
武 藤 弓 奈	秋田大学医学部附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害

秋田市告示第69号

秋田市旭北地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市旭北地区コミュニティセンター

2 指定管理者

秋田市大町四丁目4番15号
旭北地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 長谷川 淳 司

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第70号

秋田中央市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市中央市民サービスセンター

2 指定管理者

秋田市山王一丁目1番1号
中央地域づくり協議会
会長 宇佐見 昭 一

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第71号

秋田市金足地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定によ

り告示する。

令和3年3月18日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市金足地区コミュニティセンター

2 指定管理者

秋田市金足小泉字上前55番地
金足地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 藤 嶋 昇

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第72号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、秋田県知事から令和3年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和3年3月19日

秋田市長 穂 積 志

1 国土調査として告示された年月日

令和3年2月26日 秋田県告示第107号

2 調査を実施する者の名称

秋田市

3 調査地区

(1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区

秋田市河辺神内字樋沢の一部

(2) 地籍測量・一筆地調査地区

秋田市河辺神内字樋沢の一部

4 調査期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

秋田市告示第73号

秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月19日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市北部市民サービスセンター

2 指定管理者

秋田市土崎港西五丁目3番1号
北部地域住民自治協議会
会長 林 明 夫

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年3月19日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

山根町内会

2 認可年月日

平成22年2月15日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 長谷部 登

秋田市河辺諸井字山根24番地

変更後 長谷部 功

秋田市河辺諸井字後野中島174番地2

4 変更年月日

令和3年1月10日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第75号

令和3年3月18日の「令和3年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和3年3月19日

秋田市長 穂 積 志

令和3年度秋田市一般会計予算

令和3年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136,850,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（市債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 市債」による。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 40,301,980
	1 市民税	17,540,784
	2 固定資産税	18,475,814
	3 軽自動車税	830,283
	4 市たばこ税	1,971,863
	5 鉱産税	6,319
	6 入湯税	17,051
	7 事業所税	1,459,866
2 地方譲与税		992,938
	1 地方揮発油譲与税	208,430
	2 自動車重量譲与税	640,633
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	98,109
	5 特別とん譲与税	23,582
	6 航空機燃料譲与税	22,183
3 利子割交付金		15,956
	1 利子割交付金	15,956
4 配当割交付金		76,643
	1 配当割交付金	76,643
5 株式等譲渡所得割交付金		52,684
	1 株式等譲渡所得割交付金	52,684
6 法人事業税交付金		550,724
	1 法人事業税交付金	550,724
7 地方消費税交付金		7,380,228
	1 地方消費税交付金	7,380,228

8	ゴルフ場利用税交付金		46,837
	1	ゴルフ場利用税交付金	46,837
9	環境性能割交付金		58,513
	1	環境性能割交付金	58,513
10	国有提供施設等所在市助成交付金		3,380
	1	国有提供施設等所在市助成交付金	3,380
11	地方特例交付金		511,500
	1	地方特例交付金	311,500
	2	新型コロナウイルス感染症対策地方 税減収補填特別交付金	200,000
12	地方交付税		20,740,000
	1	地方交付税	20,740,000
13	交通安全対策特別交付金		63,000
	1	交通安全対策特別交付金	63,000
14	分担金及び負担金		484,560
	1	分担金	1,750
	2	負担金	482,810
15	使用料及び手数料		2,377,704
	1	使用料	1,181,549
	2	手数料	1,196,155
16	国庫支出金		23,343,772
	1	国庫負担金	19,183,614
	2	国庫補助金	4,097,522
	3	委託金	62,636
17	県支出金		10,227,769
	1	県負担金	6,380,209
	2	県補助金	3,128,049
	3	委託金	719,511

18	財産収入		186,552
		1 財産運用収入	146,957
		2 財産売却収入	39,595
19	寄附金		473,853
		1 寄附金	473,853
20	繰入金		3,453,256
		1 特別会計繰入金	222,828
		2 基金繰入金	3,230,428
21	繰越金		700,000
		1 繰越金	700,000
22	諸収入		8,259,951
		1 延滞金、加算金及び過料	43,003
		2 市預金利子	1
		3 貸付金元利収入	7,080,886
		4 受託事業収入	28,558
		5 雑入	1,107,503
23	市債		16,548,200
		1 市債	16,548,200
	歳 入 合 計		136,850,000

歳 出

款	項	金 額
1	議会費	千円 675,792
	1 議会費	675,792
2	総務費	17,714,359
	1 総務管理費	15,608,455
	2 徴税費	1,063,507
	3 戸籍住民基本台帳費	661,101

	4 選挙費	212,184
	5 統計調査費	84,021
	6 監査委員費	85,091
3 民生費		52,341,543
	1 社会福祉費	24,294,518
	2 児童福祉費	18,869,433
	3 生活保護費	9,143,890
	4 国民年金費	32,652
	5 災害救助費	1,050
4 衛生費		9,931,479
	1 環境衛生費	558,671
	2 保健所費	1,894,065
	3 清掃費	5,524,303
	4 病院費	1,014,458
	5 上水道費	98,711
	6 食肉衛生検査所費	171,756
	7 母子衛生費	669,515
5 労働費		828,662
	1 労働諸費	828,662
6 農林水産業費		3,350,846
	1 農業費	2,501,978
	2 農業集落排水費	525,411
	3 林業費	323,457
7 商工費		8,307,225
	1 商工費	8,307,225
8 土木費		14,672,541
	1 土木管理費	325,882

	2 道路橋りょう費	4,261,574
	3 河川費	311,823
	4 港湾費	269,549
	5 都市計画費	4,423,436
	6 下水道費	4,172,923
	7 住宅費	907,354
9 消防費		3,814,635
	1 消防費	3,814,635
10 教育費		11,994,229
	1 教育総務費	1,748,924
	2 小学校費	2,738,905
	3 中学校費	1,488,858
	4 高等学校費	932,231
	5 幼稚園費	497,060
	6 社会教育費	2,487,776
	7 保健体育費	743,790
	8 専修学校費	162,122
	9 大学費	1,194,563
11 災害復旧費		5
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	1
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公債費		13,118,683
	1 公債費	13,118,683
13 諸支出金		1
	1 雑支出	1
14 予備費		100,000

	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		136,850,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	溶融施設空調設備機能維持修繕経費	千円 132,455	令和3年度	千円 53,885
				令和4年度	43,547
				令和5年度	35,023
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう整備事業	354,000	令和3年度	202,000
				令和4年度	152,000
9 消防費	1 消防費	次世代型災害情報共有ネットワーク構築事業	81,800	令和3年度	24,500
				令和4年度	57,300
	消防庁舎改修事業	971,123	令和3年度	98,561	
			令和4年度	488,461	
			令和5年度	384,101	
10 教育費	2 小学校費	御所野小学校施設等改修経費	37,300	令和3年度	
				令和4年度	37,300
	3 中学校費	城南中学校施設等改修経費	66,517	令和3年度	
				令和4年度	66,517
	4 高等学校費	秋田商業高等学校空調設備導入事業	71,400	令和3年度	57,900
				令和4年度	13,500

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
職員研修費	令和3年度～令和4年度	千円 538
水害ハザードマップ更新経費	令和3年度～令和4年度	5,917
地方公会計推進経費	令和3年度～令和4年度	1,109
あきた芸術劇場整備事業（令和3年度設定）	令和3年度～令和4年度	364,416

コンベンション誘致推進事業（令和3年度設定）	令和3年度～令和6年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円を乗じて得た額に開催日に応じて助成金を加算
町内防犯灯管理経費（令和3年度設定）	令和3年度～令和4年度	14
奨学金返還助成事業（令和3年度設定保健総務課分）	令和3年度～令和8年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
奨学金返還助成事業（令和3年度設定子ども育成課分）	令和3年度～令和8年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
アンダー40正社員化促進事業	令和3年度～令和4年度	132,400
新型コロナウイルス感染症対策離職者採用支援事業	令和3年度～令和4年度	4,725
創業資金・産業活力創造資金利子補給	令和3年度～令和8年度	5,901
商店街空き店舗対策事業費補助金	令和3年度～令和4年度	1,650
中心市街地出店促進資金利子補給	令和3年度～令和8年度	5,189
中心市街地商業集積促進事業費補助金	令和3年度～令和5年度	30,000
中小製造業設備投資資金利子補給	令和3年度～令和13年度	40,367
中小企業用地取得資金利子補給（令和3年度設定）	令和3年度～令和6年度	288
中心市街地活性化基本計画推進経費	令和3年度～令和4年度	7,197
バス交通総合改善事業	令和3年度～令和4年度	134,816
学籍・就学援助システム更新経費	令和3年度～令和8年度	52,705
消防庁舎改修事業	令和3年度～令和5年度	74,358

第4表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務費	千円 3,087,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社会福祉費	69,600			
児童福祉費	119,000			
清掃費	1,166,300			
労働費	142,600			
農業費	278,000			

林業費	15,000			
商工費	1,400			
道路橋りょう費	1,218,400			
港湾費	106,700			
土地区画整理費	878,700			
街路事業費	675,600			
公園整備費	47,600			
駅周辺施設整備費	14,400			
住宅費	218,200			
消防費	282,800			
教育総務費	25,900			
小学校費	260,000			
中学校費	75,400			
高等学校費	80,500			
社会教育費	363,800			
保健体育費	32,000			
専修学校費	13,500			
臨時財政対策債	7,375,200			
計	16,548,200			

令和3年度秋田市土地区画整理会計予算

令和3年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,061,675千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 973,270
	1 国庫補助金	973,270

2 財産収入		1
	1 財産売却収入	1
3 繰入金		1,014,118
	1 一般会計繰入金	1,014,118
4 繰越金		74,286
	1 繰越金	74,286
歳 入 合 計		2,061,675

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 2,059,175
	1 土地区画整理費	2,059,175
2 公債費		1,500
	1 公債費	1,500
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,061,675

令和3年度秋田市市有林会計予算

令和3年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ217,499千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 34,056
	1 県補助金	34,056
2 財産収入		21,191
	1 財産運用収入	2,376
	2 財産売却収入	18,813

	3 分収林収入	2
3 繰入金		157,066
	1 一般会計繰入金	157,066
4 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
5 諸収入		186
	1 雑入	186
歳 入 合 計		217,499

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 28,097
	1 総務管理費	28,097
2 事業費		60,563
	1 造林事業費	60,563
3 公債費		128,347
	1 公債費	128,347
4 諸支出金		292
	1 分収交付金	292
5 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		217,499

令和3年度秋田市市営墓地会計予算

令和3年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,684千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 56,150
	1 使用料	34,806
	2 手数料	21,344
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		533
	1 雑入	533
歳 入 合 計		56,684

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 56,484
	1 総務管理費	56,483
	2 一般会計繰出金	1
2 公債費		100
	1 公債費	100
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		56,684

令和3年度秋田市中央卸売市場会計予算
令和3年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,694千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 18,709

	1 使用料	18,709
2 繰入金		31,271
	1 一般会計繰入金	31,271
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		20,714
	1 貸付金元利収入	16,001
	2 雑入	4,713
歳 入 合 計		71,694

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 66,960
	1 総務管理費	66,960
2 事業費		2,200
	1 中央卸売市場施設整備費	2,200
3 公債費		2,434
	1 公債費	2,434
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		71,694

令和3年度秋田市公設地方卸売市場会計予算
令和3年度秋田市の公設地方卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ393,427千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 145,971

	1 使用料	145,970
	2 手数料	1
2 財産収入		872
	1 財産運用収入	872
3 繰入金		83,115
	1 一般会計繰入金	83,115
4 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000
5 諸収入		161,469
	1 貸付金元利収入	64,006
	2 雑入	97,463
歳 入 合 計		393,427

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 289,369
	1 総務管理費	289,369
2 事業費		47,167
	1 地方卸売市場施設整備費	47,167
3 公債費		56,491
	1 公債費	56,491
4 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		393,427

令和3年度秋田市大森山動物園会計予算

令和3年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ569,703千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 86,924
	1 使用料	86,924
2 財産収入		1,972
	1 財産運用収入	1,972
3 寄附金		255
	1 寄附金	255
4 繰入金		427,837
	1 一般会計繰入金	427,837
5 繰越金		21,001
	1 繰越金	21,001
6 諸収入		17,714
	1 雑入	17,714
7 市債		14,000
	1 市債	14,000
歳 入 合 計		569,703

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 504,762
	1 総務管理費	504,762
2 事業費		30,778
	1 動物園施設整備費	30,778
3 公債費		34,063
	1 公債費	34,063
4 予備費		100
	1 予備費	100

歳 出 合 計	569,703
---------	---------

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
動物園施設整備費	千円 14,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	14,000			

令和3年度秋田市廃棄物発電会計予算
 令和3年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ294,010千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 (一時借入金)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金 額
1 発電収入		千円 287,409
	1 発電収入	287,409
2 繰入金		6,600
	1 一般会計繰入金	6,600
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		294,010

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 76,204
	1 総務管理費	76,204
2 繰出金		217,606
	1 一般会計繰出金	217,606

3 公債費		200
	1 公債費	200
歳 出 合 計		294,010

令和3年度秋田市病院事業債管理会計予算
 令和3年度秋田市の病院事業債管理会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,368,340千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 (市債)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 117,097
	1 負担金	117,097
2 諸収入		147,343
	1 貸付金元利収入	147,343
3 市債		8,103,900
	1 市債	8,103,900
歳 入 合 計		8,368,340

歳 出

款	項	金 額
1 市立秋田総合病院貸付金		千円 8,103,900
	1 市立秋田総合病院貸付金	8,103,900
2 公債費		264,440
	1 公債費	264,440
歳 出 合 計		8,368,340

第2表 市債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
市立秋田総合病院 貸付金	8,103,900	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 場合、利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の 利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	8,103,900			

令和3年度秋田市学校給食費会計予算

令和3年度秋田市の学校給食費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,373,166千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給食費収入		千円 1,292,008
	1 給食費収入	1,292,008
2 繰入金		81,156
	1 一般会計繰入金	81,156
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		1,373,166

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,371,166
	1 総務管理費	1,371,166
2 公債費		500
	1 公債費	500

3 予備費		1,500
	1 予備費	1,500
歳 出 合 計		1,373,166

令和3年度秋田市国民健康保険事業会計予算
 令和3年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,848,547千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債

の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 4,866,614
	1 国民健康保険税	4,866,614
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		23,432,411
	1 県補助金	23,432,410
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		21
	1 財産運用収入	21
6 繰入金		2,533,731
	1 一般会計繰入金	2,533,730
	2 基金繰入金	1

7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		15,766
	1 延滞金、加算金及び過料	1,415
	2 雑入	14,351
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計		30,848,547

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 222,704
	1 総務管理費	118,019
	2 徴税費	101,347
	3 運営協議会費	224
	4 収納率向上特別対策事業費	3,114
2 保険給付費		22,789,557
	1 療養諸費	19,756,697
	2 高額療養費	2,954,689
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	55,468
	5 葬祭諸費	22,700
	6 傷病手当金	1
3 国民健康保険事業費納付金		7,475,929
	1 医療給付費分	5,301,239
	2 後期高齢者支援金等分	1,651,292
	3 介護納付金分	523,398
4 共同事業拠出金		20

	1 共同事業拠出金	20
5 保健事業費		288,550
	1 特定健康診査等事業費	188,997
	2 保健事業費	99,553
6 基金積立金		21
	1 基金積立金	21
7 公債費		3,000
	1 公債費	3,000
8 諸支出金		18,766
	1 償還金及び還付加算金	18,765
	2 一部負担金	1
9 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		30,848,547

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金 貸付	千円 1	普通貸借	無利子	貸付を受けた翌々年度以降に償還する。
計	1			

令和3年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算
令和3年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,768千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 4,382
	1 一般会計繰入金	4,382
2 繰越金		12,023

	1 繰越金	12,023
3 諸収入		23,363
	1 貸付金元利収入	23,362
	2 雑入	1
歳 入 合 計		39,768

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 27,244
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	27,244
2 公債費		7,303
	1 公債費	500
	2 償還金	6,803
3 諸支出金		5,221
	1 一般会計繰出金	5,221
歳 出 合 計		39,768

令和3年度秋田市介護保険事業会計予算

令和3年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,610,058千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 6,299,958
	1 介護保険料	6,299,958
2 手数料		1
	1 手数料	1

3	国庫支出金		7,272,380
		1 国庫負担金	5,211,195
		2 国庫補助金	2,061,185
4	支払基金交付金		8,006,642
		1 支払基金交付金	8,006,642
5	県支出金		4,343,565
		1 県負担金	4,125,857
		2 県補助金	217,708
6	財産収入		1
		1 基金運用収入	1
7	繰入金		4,680,541
		1 一般会計繰入金	4,680,540
		2 基金繰入金	1
8	繰越金		6,896
		1 繰越金	6,896
9	諸収入		74
		1 延滞金、加算金及び過料	1
		2 雑入	73
	歳 入 合 計		30,610,058

歳 出

款	項	金 額
1	総務費	千円 374,053
	1 総務管理費	374,053
2	保険給付費	28,729,399
	1 介護サービス等諸費	26,212,777
	2 介護予防サービス等諸費	538,184

	3 高額介護サービス等費	844,041
	4 特定入所者介護サービス等費	1,098,213
	5 その他諸費	36,184
3 地域支援事業費		1,469,357
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	876,613
	2 一般介護予防事業費	42,763
	3 包括的支援事業・任意事業費	544,502
	4 その他諸費	5,479
4 保健福祉事業費		19,297
	1 保健福祉事業費	19,297
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
6 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
7 諸支出金		6,951
	1 償還金及び還付加算金	6,951
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		30,610,058

令和3年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算
 令和3年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,857,053千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 (一時借入金)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,986,811
	1 後期高齢者医療保険料	2,986,811

2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	繰入金	849,426
	1 一般会計繰入金	849,426
4	繰越金	10,000
	1 繰越金	10,000
5	諸収入	10,815
	1 延滞金、加算金及び過料	563
	2 償還金及び還付加算金	10,200
	3 雑入	52
歳 入 合 計		3,857,053

歳 出

款	項	金 額
1	総務費	千円 64,696
	1 総務管理費	27,047
	2 徴収費	37,649
2	後期高齢者医療広域連合納付金	3,771,957
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,771,957
3	公債費	200
	1 公債費	200
4	諸支出金	10,200
	1 償還金及び還付加算金	10,200
5	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		3,857,053

令和3年度秋田市水道事業会計予算
(総 則)

第1条 令和3年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 149,081戸
(2) 年 間 総 配 水 量 34,804,358㎡

(3) 一日平均配水量	95,354 ^m
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配水管整備	
配水管布設	850m
配水管布設替等	23,490m
配水幹線整備	1,400m
(ロ) 施設改良	
送水管整備	1,250m
清水木ポンプ場自家用発電機更新	一式
ポンプ場設備更新	一式
仁井田浄水場等整備	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	7,724,804千円
第1項 営業収益	7,032,964千円
第2項 営業外収益	691,838千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 水道事業費用	7,097,577千円
第1項 営業費用	6,715,287千円
第2項 営業外費用	377,390千円
第3項 特別損失	3,100千円
第4項 予備費	1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,156,617千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額267,101千円、減債積立金292,614千円及び過年度分損益勘定留保資金2,596,902千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,169,086千円
第1項 企業債	1,416,200千円
第2項 出資金	78,691千円
第3項 補助金	105,666千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 負担金及び寄附金	568,528千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,325,703千円
第1項 建設改良費	3,838,818千円
第2項 企業債償還金	1,486,885千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項 事業名	総 額	年度	年割額
1 水道事業費用	1 営業連絡管整備工事	9,000 令和3年度	9,000 千円
1 資本的支出	1 建設改良費	463,000 令和3年度	347,000 千円
1 資本的支出	1 建設手形山	1,513,000 令和3年度	241,000 千円
	2 送水管整備工事	593,000 令和3年度	593,000 千円

4年度	千円
令和3年度	679,000
5年度	千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金融資あっせん利子補給	令和3年度から8年度まで	594千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	1,416,200千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	992,130千円
(2) 交 際 費	50千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、20,020千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度末処分利益剰余金のうち345,623千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 利 益 積 立 金	345,623千円
---------------	-----------

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第14条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産	種 類	名 称	数 量
	車両運搬具	給 水 車	1 台

令和3年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定める

ところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数 123,087戸
- (2) 年間総処理水量 31,922,669m³
- (3) 一日平均処理水量 87,459m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (イ) 管渠建設
 - 管渠布設 4,540m
 - 管渠改築等 4,780m
 - マンホールポンプ施設整備 11施設
 - 排水ポンプ施設整備 3施設
 - (ロ) ポンプ場建設
 - 新屋汚水中継ポンプ場自家発電設備更新 一式
 - 八橋汚水中継ポンプ場No.1・2雨水沈澱池掻寄機更新 一式
 - (ハ) 特定環境保全公共下水道
 - マンホールポンプ施設整備 6施設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 下水道事業収益 10,568,043千円
 - 第1項 営業収益 7,309,321千円
 - 第2項 営業外収益 3,258,720千円
 - 第3項 特別利益 2千円

支 出

- 第1款 下水道事業費用 10,327,201千円
 - 第1項 営業費用 9,405,574千円
 - 第2項 営業外費用 917,576千円
 - 第3項 特別損失 1,501千円
 - 第4項 予備費 2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,789,517千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額140,222千円、減債積立金115,608千円、過年度分損益勘定留保資金1,875,476千円及び当年度分損益勘定留保資金1,658,211千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 5,885,483千円
 - 第1項 企業債 3,783,800千円
 - 第2項 出資金 876,194千円
 - 第3項 補助金 1,139,500千円
 - 第4項 負担金 85,988千円
 - 第5項 固定資産売却代金 1千円

支 出

- 第1款 資本的支出 9,675,000千円
 - 第1項 建設改良費 4,134,364千円
 - 第2項 企業債償還金 5,540,636千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造	令和3年度から	695千円

資金利子補給	9年度まで	
水洗便所改造	令和3年度から	1,750千円
資金損失補償	9年度まで	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限度額	3,783,800千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 603,019千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,199,333千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち100,620千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 100,620千円

令和3年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(農業集落排水)(個別排水処理) (計)

(1) 排水戸数	2,401戸	232戸	2,633戸
(2) 年間総処理水量	838,685m ³	51,916m ³	890,601m ³
(3) 一日平均処理水量	2,298m ³	142m ³	2,440m ³
(4) 主要な建設改良事業 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 農業集落排水建設改良 <ul style="list-style-type: none"> 上新城地区施設改修工事等 一式 管渠移設等 1,186m (ロ) 個別排水処理施設建設 <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置 5基 			

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 農業集落排水事業収益	699,719千円
第1項 営業収益	121,209千円
第2項 営業外収益	578,509千円
第3項 特別利益	1千円
第2款 個別排水処理事業収益	33,824千円
第1項 営業収益	8,597千円
第2項 営業外収益	25,225千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業費用	697,543千円
第1項 営業費用	648,673千円
第2項 営業外費用	48,320千円
第3項 特別損失	50千円
第4項 予備費	500千円
第2款 個別排水処理事業費用	34,562千円
第1項 営業費用	32,704千円
第2項 営業外費用	1,756千円
第3項 特別損失	2千円
第4項 予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額226,876千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,438千円及び過年度分損益勘定留保資金225,438千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 農業集落排水事業資本的収入	189,031千円
第1項 企業債	7,200千円
第2項 出資金	117,669千円
第3項 補助金	1,300千円
第4項 負担金	61,200千円
第5項 基金繰入金	1,662千円
第2款 個別排水処理事業資本的収入	18,627千円
第1項 企業債	5,400千円
第2項 出資金	11,300千円
第3項 補助金	1,442千円
第4項 負担金	485千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業資本的支出	408,616千円
第1項 建設改良費	111,419千円
第2項 企業債償還金	297,196千円
第3項 投資	1千円
第2款 個別排水処理事業資本的支出	25,918千円
第1項 建設改良費	17,095千円
第2項 企業債償還金	8,823千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給 (農業集落排水)	令和3年度から 9年度まで	84千円
水洗便所改造 資金損失補償	令和3年度から 9年度まで	210千円

(農業集落排水)
水洗便所改造
資金利子補給 令和3年度から 28千円
9年度まで
(個別排水処理)
水洗便所改造
資金損失補償 令和3年度から 70千円
9年度まで
(個別排水処理)
(企業債)
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
起債の目的 建設改良費
限度額 12,600千円
起債の方法 証書借入
利率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)
第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。
(予定支出の各項の経費の金額の流用)
第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
(1) 職員給与費 39,608千円
(他会計からの補助金)
第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、395,518千円である。

令和3年度秋田市一般会計補正予算(第1号)
令和3年度秋田市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,765,394千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,615,394千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)
第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 23,343,772	千円 2,563,045	千円 25,906,817
	1 国庫負担金	19,183,614	972,570	20,156,184
	2 国庫補助金	4,097,522	1,590,475	5,687,997
17 県支出金		10,227,769	1,124,795	11,352,564
	2 県補助金	3,128,049	1,117,472	4,245,521
	3 委託金	719,511	7,323	726,834
21 繰越金		700,000	27,554	727,554
	1 繰越金	700,000	27,554	727,554
22 諸収入		8,259,951	50,000	8,309,951
	3 貸付金元利収入	7,080,886	50,000	7,130,886
歳 入 合 計		136,850,000	3,765,394	140,615,394

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 17,714,359	千円 37,879	千円 17,752,238
	1 総務管理費	15,608,455	10,281	15,618,736
	4 選挙費	212,184	27,598	239,782
3 民生費		52,341,543	468,000	52,809,543
	2 児童福祉費	18,869,433	468,000	19,337,433
4 衛生費		9,931,479	1,597,264	11,528,743
	2 保健所費	1,894,065	1,597,264	3,491,329
5 労働費		828,662	50,000	878,662
	1 労働諸費	828,662	50,000	878,662
6 農林水産業費		3,350,846	2,375	3,353,221
	1 農業費	2,501,978	2,375	2,504,353
7 商工費		8,307,225	1,598,276	9,905,501

	1 商工費	8,307,225	1,598,276	9,905,501
8 土木費		14,672,541	11,600	14,684,141
	5 都市計画費	4,423,436	11,600	4,435,036
歳 出 合 計		136,850,000	3,765,394	140,615,394

第2表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
暴風雪被害等復旧支援資金利子補給 (農業・漁業経営フォローアップ資金)	令和3年度～令和12年度	千円 1,814
暴風雪被害等復旧支援資金利子補給 (農業経営安定資金)	令和3年度～令和12年度	988

秋田市告示第76号

秋田市上北手地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 施設名
秋田市上北手地区コミュニティセンター
- 指定管理者
秋田市上北手猿田字四ツ小屋29番地1
上北手地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 嵯 峨 久一郎
- 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

告示する。

令和3年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 施設名
秋田市桜地区コミュニティセンター
- 指定管理者
秋田市桜合一丁目1番4号
桜地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 武 内 仁
- 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第77号

秋田市寺内地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 施設名
秋田市寺内地区コミュニティセンター
- 指定管理者
秋田市寺内神屋敷13番23号
寺内地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 川 口 洋 一
- 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月22日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
60886	田尻沢西町16号線	浜田字町端36番10地先	
		新屋田尻沢西町216番2地先	
60887	観音道脇1号線	下浜長浜字観音道脇224番地先	
		下浜長浜字柳沢道脇117番4地先	
60888	観音道脇2号線	下浜長浜字観音道脇172番2地先	
		下浜長浜字観音道脇222番地先	

秋田市告示第78号

秋田市桜地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により

60889	古堂5号線	下浜羽川字古堂60番地先
		下浜羽川字古堂65番1地先

2 縦覧期間

令和3年3月22日から同年4月8日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月22日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	路線名	起 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終 点		
60886	田尻沢西町16号線	浜田字町端36番10地先	107.80	6.00
		新屋田尻沢西町216番2地先		
60887	観音道脇1号線	下浜長浜字観音道脇224番地先	178.60	6.30 ~ 7.80
		下浜長浜字柳沢道脇117番4地先		
60888	観音道脇2号線	下浜長浜字観音道脇172番2地先	173.00	6.30
		下浜長浜字観音道脇222番地先		
60889	古堂5号線	下浜羽川字古堂60番地先	107.10	5.20
		下浜羽川字古堂65番1地先		

2 縦覧期間

令和3年3月22日から同年4月8日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第81号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市リフレッシュガーデンの使用料等の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月22日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市檀山本町2番3号
株式会社松美造園建設工業
代表取締役 佐藤正義

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

秋田市告示第82号

秋田市まちなか観光案内所の指定管理者を次のとおり指定した

ので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月22日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市まちなか観光案内所

2 指定管理者

秋田市大町二丁目2番12号
公益財団法人秋田観光コンベンション協会
理事長 三浦廣巳

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第83号

秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月22日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市河辺ユフォーレ公園施設

2 指定管理者

秋田市河辺三内字丸舞1番地1
河辺地域振興株式会社
代表取締役 尾形和雄

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第84号

秋田市河辺高齢者健康づくりセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月23日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市河辺高齢者健康づくりセンター

2 指定管理者

秋田市河辺三内字丸舞1番地1
河辺地域振興株式会社
代表取締役 尾形和雄

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年3月23日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

川原田町内会

2 認可年月日

平成16年8月23日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 大 山 司

秋田市河辺松測字街道北74番地2

変更後 大 山 正 人

秋田市河辺松測字川原田27番地

4 変更年月日

令和3年2月7日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第86号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中央市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市山王一丁目1番1号

中央地域づくり協議会

会長 宇佐見 昭 一

2 委託期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第87号

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設

2 指定管理者

秋田市雄和椿川字鹿野戸17番地1

鹿野戸自治会

会長 堀 井 伸 夫

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第88号

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設

2 指定管理者

秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地

萱ヶ沢自治会

会長 京 極 進

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第89号

秋田市雄和山村交流センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市雄和山村交流センター

2 指定管理者

秋田市雄和碓田字梵天野27番地1

碓田自治会

会長 那 須 新 一

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第90号

秋田市雄和市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月24日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市雄和市民サービスセンター

2 指定管理者

秋田市雄和妙法字上大部48番地1

雄和市民協議会

会長 長 沼 隆

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 徴収業務名

(1) 御所野近隣公園野球場

(2) 御所野近隣公園テニスコート

(3) 御所野総合公園テニスコート

2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

公益財団法人 秋田市総合振興公社

理事長 菅 原 真

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

秋田市告示第92号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護

扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり再開、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 再開

事業所名称	所在地	再開年月日
すずらん薬局泉店	秋田市泉一ノ坪24番5号	令和3年3月24日

2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
孫子老ケアプランセンター	秋田市新屋天秤野6番12号	令和3年2月28日
秋田聖徳会旭南デイサービスセンター	秋田市旭南一丁目8番12号	令和3年2月28日

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
秋田聖徳会旭南デイサービスセンター	秋田市旭南一丁目8番12号	令和3年3月31日
イープラス	秋田市横森一丁目20番20号	令和3年3月31日
山盛苑指定居宅介護支援事業所	秋田市太平山谷字中山谷227番地2	令和3年3月31日
やまゆり居宅介護支援事業所	秋田市飯島川端一丁目2番5号	令和3年3月31日

秋田市告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり再開したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年3月25日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	再開年月日
すずらん薬局泉店	秋田市泉一ノ坪24番5号	令和3年3月24日

秋田市告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定

により告示する。

令和3年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
鎌田 英雄	こころも治療院 秋田	秋田市東通仲町5番31号 サンロイヤル村上1F	令和3年3月29日
齊藤 俊光	こころも治療院 秋田	秋田市東通仲町5番31号 サンロイヤル村上1F	令和3年3月29日

2 変更

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
古木 将喜	旧 秋田みなみ整骨院	秋田市仁井田緑町5番8号	令和3年2月24日
	新 松美ガ丘接骨院	秋田市新屋松美ガ丘北町16番24号	

3 廃止

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
今井 美樹	T E A T E	秋田市泉三嶽根14番36号	平成31年4月12日
稲垣 涉	T E A T E	秋田市泉三嶽根14番36号	令和元年10月31日
伊藤 暢利	こころも治療院 秋田	秋田市東通仲町5番31号 サンロイヤル村上1F	令和元年10月10日

秋田市告示第95号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき定めた秋田市一般廃棄物処理基本計画を変更したので、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年条例第37号）第21条第2項の規定により告示する。

令和3年3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第96号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定に基づき、令和3年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

令和3年3月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第97号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月25日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団
代表理事 橋 村 孝 志

- 2 委託契約期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

秋田市告示第98号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月25日
秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市山王三丁目1番7号
株式会社友愛ビルサービス
代表取締役 小 畑 悟
- 2 委託契約期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

秋田市告示第99号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月25日
秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市寺内蛭根三丁目24番31号
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団
代表理事 橋 村 孝 志
- 2 委託契約期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

秋田市告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日
秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種類	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市 道	旧	川尻新屋線	秋田市川尻新川町351番地先 秋田市新屋天秤野179番2地先	333.00	17.20 ~ 37.00

新	川尻新屋線	秋田市川尻新川町351番地先 秋田市新屋天秤野179番2地先	335.90	20.00 ~ 44.00
---	-------	-----------------------------------	--------	---------------------

- 2 区域変更および供用開始の期日
令和3年3月27日
- 3 縦覧期間
令和3年3月26日から同年4月14日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日
秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
50507	旧	茨島七丁目20号線	秋田市茨島七丁目330番2地先 秋田市茨島七丁目348番1地先	123.90	6.00
	新	茨島七丁目20号線	秋田市茨島七丁目325番2地先 秋田市茨島七丁目348番26地先	138.50	4.00 ~ 6.00

- 2 区域変更の期日
令和3年3月26日
- 3 縦覧期間
令和3年3月26日から同年4月14日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日
秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種類別	旧新	路線名	起 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市 道	旧	千秋久保 田町山崎 線	秋田市千秋久 保田町3番15 地先 秋田市千秋久 保田町3番20 地先	114.10	7.40 ～ 9.90
	新	千秋久保 田町山崎 線	秋田市千秋久 保田町3番15 地先 秋田市千秋久 保田町3番20 地先	121.10	18.00 ～ 33.30

- 2 区域変更および供用開始の期日
令和3年3月29日
- 3 縦覧期間
令和3年3月26日から同年4月14日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、北部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市土崎港西五丁目3番1号
北部地域住民自治協議会
会長 林 明 夫
- 2 委託期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 契約の始期
令和3年4月1日
- 2 費用額の算定方法
別表（省略）のとおり
- 3 契約の相手方
氏 名 吉 岡 順 子
住 所 秋田県秋田市南通築地12番36号
- 4 費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

秋田市告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧

に供する。

令和3年3月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の供用開始の区間
別紙（省略）のとおり
- 2 供用開始の期日
令和3年3月30日
- 3 縦覧期間
令和3年3月30日から同年4月16日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域変更の区間
別紙（省略）のとおり
- 2 区域変更の期日
令和3年3月30日
- 3 縦覧期間
令和3年3月30日から同年4月16日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域変更および供用開始の区間
別紙（省略）のとおり
- 2 区域変更および供用開始の期日
令和3年3月30日
- 3 縦覧期間
令和3年3月30日から同年4月16日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域変更および供用開始の区間
別紙（省略）のとおり
- 2 区域変更および供用開始の期日
令和3年3月30日
- 3 縦覧期間
令和3年3月30日から同年4月16日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第109号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市雄和市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市雄和妙法字上大部48番地1
雄和市民協議会
会長 長 沼 隆
- 2 委託期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定代理納付者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定代理納付者に納付させる歳入
秋田・男鹿エリアにおける観光型Ma a S「TOHOKU Ma a S」の実証実験に係る共通観覧券の収入
- 2 指定代理納付者の名称、所在地および指定した年月日

名 称	所 在 地	指定した年月日
株式会社ジェイ ール東日本企画	東京都渋谷区恵比寿南一丁目 5番5号	令和3年 3月30日

秋田市告示第111号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次の者に収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 収納事務を委託した歳入
秋田・男鹿エリアにおける観光型Ma a S「TOHOKU Ma a S」の実証実験に係る共通観覧券の収入
- 2 委託を受けた者の名称、所在地および委託期間

名 称	所在地	委託期間
東日本旅客鉄 道株式会社	東京都渋谷区代々木 二丁目2番2号	令和3年4月1日から 同年9月30日まで

秋田市告示第112号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項および第158条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2ならびに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定に基づき、歳入の収納の事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項および子ども・

子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項の規定により告示する。

令和3年3月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 対象とする歳入
 - (1) 個人市民税・県民税（普通徴収）
 - (2) 固定資産税
 - (3) 軽自動車税
 - (4) 国民健康保険税
 - (5) 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
 - (6) 介護保険料（普通徴収）
 - (7) 私立保育所保護者負担金
 - (8) 公立保育所保護者負担金
 - (9) 延長保育利用収入
 - (10) 市営住宅使用料
 - (11) 市営住宅駐車場使用料
 - (12) 特定公共賃貸住宅使用料
- 2 委託の相手方
 - (1) 秋田市山王三丁目2番1号
株式会社秋田銀行
 - (2) 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
地銀ネットワークサービス株式会社
 - (3) 別紙「提携コンビニエンスストア等本部一覧」（省略）のとおり
- 3 委託期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第113号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、令和3年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳、家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間
令和3年4月1日から同年5月31日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第114号

秋田市河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市河辺岩見温泉交流センター
- 2 指定管理者

秋田市河辺三内字外川原101番地1
河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会
会長 備 後 正 義

- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第115号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市河辺岩見温泉交流センターの施設使用料の徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日
秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市河辺三内字外川原101番地1
河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会
会長 備 後 正 義
- 2 委託期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第116号

秋田市河辺市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和3年3月31日
秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市河辺市民サービスセンター（秋田市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市河辺市民サービスセンターの項第1号から第3号までに規定する地域文化ホール、和室および洋室に限る。）
- 2 指定管理者
秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2
河辺の郷自治協議会
会長 鈴 木 勉
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第117号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市河辺市民サービスセンター施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日
秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2
河辺の郷自治協議会
会長 鈴 木 勉
- 2 委託期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第118号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関

する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年3月31日
秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和2年度7期および8期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定した指定代理納付者を取り消すので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日
秋田市長 穂 積 志

- 1 指定代理納付者の名称および所在地
株式会社イーコンテクスト
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5-7 デジタルゲートビル
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 3 指定代理納付者の指定取消日
令和3年3月31日

教 委 告 示

秋田市教委告示第4号

令和3年3月2日午後4時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和3年3月1日
秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委告示第5号

令和3年3月17日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和3年3月15日
秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

- 1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
- 2 社会教育指導員設置規則を廃止する件
- 3 秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市教委告示第6号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定に基づき、次の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第6条の規定により告示する。

令和3年3月26日
秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

種 別	名 称	所在地	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は団体名
無形民俗文化財	三皇熊野神社の獅子舞行事	秋田市牛島地内	秋田市牛島東二丁目2番36号 三皇熊野神社里宮	三皇熊野神社獅子舞保存会 会長 猪田 明

選 管 告 示

秋市選管告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

令和3年3月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,261人
- 2 3分の1の数 87,682人

秋市選管告示第9号

令和3年4月4日執行予定の秋田県知事選挙および秋田市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

令和3年3月5日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
(次のよう略)

秋市選管告示第10号

令和3年4月4日執行予定の秋田県議会議員補欠選挙および秋田市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

令和3年3月15日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
(次のよう略)

秋市選管告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

令和3年3月17日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,263人

- 2 3分の1の数 87,706人

秋市選管告示第12号

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和3年3月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1号	令和3年3月19日から 令和3年4月3日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市榎山字長沼27番地3	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地藏田一丁目1番1号	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田大学手形キャンパス	秋田市手形学園町1番1号	令和3年4月2日

秋市選管告示第13号

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰上げ）
秋田市西部市民サービス	午前8時30分から午後6時まで

センター	(2時間繰上げ)
秋田市河辺市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで (3時間繰上げ)
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで (3時間繰上げ)
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで (3時間繰上げ)
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで (3時間繰上げ)
秋田大学手形キャンパス	午前11時から午後5時まで(2時間30分繰下げ、3時間繰上げ)

秋市選管告示第14号

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第5項の規定において読み替えて適用される同法第37条第2項および公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用する同令第25条の規定により告示する。

令和3年3月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
(次のとおり略)

秋市選管告示第15号

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙、秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

令和3年3月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
(次のとおり略)

秋市選管告示第16号

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙、秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 投票区
秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 閉じる時刻
午後7時

秋市選管告示第17号

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙、秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年

法律第100号)第37条第2項および公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

令和3年3月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
(次のとおり略)

秋市選管告示第18号

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙、秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における開票の場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第64条の規定により告示する。

令和3年3月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 場所
秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 日時
令和3年4月4日 午後9時15分から

秋市選管告示第19号

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙および秋田県議会議員補欠選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第61条第2項および公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第67条第1項の規定に基づき次のように選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第68条の規定により告示する。

令和3年3月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 開票管理者
秋田市山王二丁目3番10-1301号 古 谷 薫
- 開票管理者の職務を代理すべき者
秋田市土崎港中央三丁目8番2号 阿 部 保 孝

秋市選管告示第20号

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙および秋田県議会議員補欠選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第6項の規定により告示する。

令和3年3月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 日時
令和3年4月1日 午後5時30分から

秋市選管告示第21号

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙、秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次の

とおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋市選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

令和3年3月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

1 秋田県知事選挙

(1) 場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局

(2) 日時

令和3年3月18日 午後5時30分

2 秋田県議会議員補欠選挙

(1) 場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局

(2) 日時

令和3年3月26日 午後5時30分

3 秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙

(1) 場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局

(2) 日時

令和3年3月28日 午後5時30分

秋市選管告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

令和3年3月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,262人
- 2 3分の1の数 87,695人

秋市選管告示第23号

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙、秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和3年3月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
(次のよう略)

秋市選管告示第24号

令和3年4月4日執行の秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和3年3月26日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1号	令和3年3月27日から 令和3年4月3日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市榑山字長沼27番地3	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田大学手形キャンパス	秋田市手形学園町1番1号	令和3年4月2日

秋市選管告示第25号

令和3年4月4日執行の秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月26日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田大学手形キャンパス	午前11時から午後5時まで（2時

間30分繰下げ、3時間繰上げ)

秋市選管告示第26号

令和3年4月4日執行の秋田県議会議員補欠選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定において読み替えて適用される同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用する同令第25条の規定により告示する。

令和3年3月26日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
(次のとおり略)

秋市選管告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

令和3年3月27日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,261人
- 2 3分の1の数 87,680人

秋市選管告示第28号

令和3年4月4日執行の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第4号および同条第2項ならびに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第196条の規定により告示する。

令和3年3月28日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 秋田市長選挙
候補者1人につき 18,600,000円
- 2 秋田市議会議員補欠選挙
候補者1人につき 5,860,700円

秋市選管告示第29号

令和3年4月4日執行の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和3年3月28日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1号	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市榎山字長沼27番地3	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	令和3年3月29日から 令和3年4月3日まで
秋田大学手形キャンパス	秋田市手形学園町1番1号	令和3年4月2日

秋市選管告示第30号

令和3年4月4日執行の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月28日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰上げ）
秋田大学手形キャンパス	午前11時から午後5時まで（2時間30分繰下げ、3時間繰上げ）

秋市選管告示第31号

令和3年4月4日執行の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定において読み替えて適用される同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用する同令第25条の規定により告示する。

令和3年3月28日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
(次のとおり略)

秋市選管告示第32号

令和3年4月4日執行の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における開票事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定に基づき、選挙会場において選挙会の事務と併せて行うので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月28日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

秋市選管告示第33号

令和3年4月4日執行の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第78条の規定により告示する。

令和3年3月28日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 場所
秋田市八橋本町六丁目12番20号 秋田市立体育館
- 日時
令和3年4月4日 午後9時15分から

秋市選管告示第34号

令和3年4月4日執行の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和3年3月28日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 選挙長
秋田市山王二丁目3番10-1301号 古 谷 薫
- 選挙長の職務を代理すべき者
秋田市土崎港中央三丁目8番2号 阿 部 保 孝

秋市選管告示第35号

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員補欠選挙、秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示

する。

令和3年3月31日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
(次のよう略)

選挙長告示

選挙長告示第1号

令和3年4月4日執行の秋田市長選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋市選管告示第2号）第4条の2の規定により告示する。

令和3年3月28日

秋田市長選挙
選挙長 古 谷 薫

- 令和3年3月28日 午前8時30分から正午まで
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 正庁
- 令和3年3月28日 正午から午後5時まで
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所6階 選挙管理委員会事務局

選挙長告示第2号

令和3年4月4日執行の秋田市議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋市選管告示第2号）第4条の2の規定により告示する。

令和3年3月28日

秋田市議会議員補欠選挙
選挙長 古 谷 薫

- 令和3年3月28日 午前8時30分から正午まで
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 正庁
- 令和3年3月28日 正午から午後5時まで
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所6階 選挙管理委員会事務局

選挙長告示第3号

令和3年4月4日執行の秋田市長選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のとおりとするので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和3年3月28日

秋田市長選挙
選挙長 古 谷 薫

- 場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所6階 選挙管理委員会事務局
- 日時
令和3年4月1日
午後5時30分から

選挙長告示第4号

令和3年4月4日執行の秋田市議会議員補欠選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のとおりとするので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条

において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。
令和3年3月28日

秋田市議会議員補欠選挙
選挙長 古 谷 薫

- 1 場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所6階 選挙管理委員会事務局
- 2 日時
令和3年4月1日

午後5時30分から

選挙長告示第5号

令和3年4月4日執行の秋田市長選挙につき次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第11項の規定により告示する。
令和3年3月28日

秋田市長選挙
選挙長 古 谷 薫

秋田市長選挙立候補届出者

届出番号	届 出 年 月 日	候 補 者 の 氏 名		性別	本 籍		年齢	党派別	職 業
		届 出 の 別			住 所				
1	令和3年3月28日	たけうち 伸文 (武内 伸文)		男	東京都		49	無所属	会 社 経 営
		本人届出			秋田県秋田市				
		一のウェブサイト等のアドレス			https://takeuchi-nobu.com				
2	令和3年3月28日	ほづみ もとむ (穂積 志)		男	秋田県		64	無所属	秋 田 市 長
		本人届出			秋田県秋田市				
		一のウェブサイト等のアドレス			http://www.hodumi-m.com/				
3	令和3年3月28日	ぬまや 純 (沼谷 純)		男	秋田県		48	無所属	無 職
		本人届出			秋田県秋田市				
		一のウェブサイト等のアドレス			http://www.numaya-jun.jp/				

選挙長告示第6号

令和3年4月4日執行の秋田市議会議員補欠選挙につき次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100

号）第86条の4第11項の規定により告示する。
令和3年3月28日

秋田市議会議員補欠選挙
選挙長 古 谷 薫

秋田市議会議員補欠選挙立候補届出者

届出番号	届 出 年 月 日	候 補 者 の 氏 名		性別	本 籍		年齢	党派別	職 業
		届 出 の 別			住 所				
1	令和3年3月28日	やまざき むねお (山崎 宗雄)		男	秋田県		67	無所属	ジャーナリスト
		本人届出			秋田県秋田市				
		一のウェブサイト等のアドレス			https://www.facebook.com/muneo.yamazaki.3				
2	令和3年3月28日	いむれ かつとし (飯牟礼 克年)		男	鹿児島県		28	無所属	無 職
		本人届出			秋田県秋田市				
		一のウェブサイト等のアドレス			https://imukatsu.com/				

農 委 告 示

秋田市農委告示第3号

令和3年3月17日午後2時秋田市役所職員研修棟第1・2研修室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和3年3月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

3 農用地利用集積計画（令和2年度第12号）に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第1号

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（臨海処理区）の変更をするため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は縦覧期間満了の日までに、当該事業計画の変更について、意見を申し出ることができる。

令和3年3月4日

公共下水道管理者

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 事業計画の名称

秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画(臨海処理区)

2 変更に係る予定処理区域

(1) 変更する部分

下新城長岡字長岡の一部

(2) 追加する部分

下新城青崎字太田、字堂田、字深田および字雷田、下新城小友字家ノ下、字家ノ前、字沖ノ窪、字蚕沢、字困地田、字猿田沢、字長面、字中坪および字箱館、下新城長岡字熊野田および字外脇、下新城岩城字後田、字右馬之丞、字上川原、字上向、字下向、字高田、字槻ノ木、字見済田、字明通および字中山、下新城笠岡字笠岡、字川向、字佐戸反、字堰根および字堰場、上新城石名坂字泉沢、字桂沢および字堂ノ前、上新城小又字大槻前、字落合、字窪市、字困地田、字行人沢、字熊入沢、字高野屋、字田中、字蛇野、字水上沢、字山野根、字寄合田、字脇野田および字堂ノ前、上新城五十丁字大木前、字大町、字大町尻、字大村屋敷、字男鹿田、字小林、字桜田、字桜町、字塩辛、字新田町、字杉崎、字大平、字館越、字田中川原および字森越、上新城白山字白山および字竹山、上新城中字家ノ後、字稲荷田、字大沢、字片野、字川端、字袖ヶ沢、字堂ノ前、字南波掛、字鼻コシリおよび字松木台、上新城保多野字家合、字大保、字恐淵、字仲山および字山鼻、上新城道川字愛染、字家ノ下、字入ヶ沢、字雷、字桑ノ木、字駒引沢、字堂田、字長田、字夏張、字深川、字深山山根、字宮ノ下、字明歩田、字山ノ下、字湯ノ沢および字脇ノ沢、上北手大山田字大平沢、字豊口および字縄手ノ上、上北手古野字館越、字寺田、字蛭田、字深田沢、字向老方、字四枚田および字脇ノ田、上北手猿田字寺ノ沢、字寺村、字ハテノ内および字二ツ寺、河辺赤平字泉沢、字大蟹沢、字小蟹沢、字小曾根、字境田、字下窪、字田中、字中村、字野崎および字野田、河辺高岡字大柳、字川原田、字河原田下段および字山根、河辺三内字上屋敷、字祇園台、字小貝沢、字五郎谷地溜池下、字下寺田、字曾場台、字田尻上野田、字田尻面、字田尻下野田、字田尻中野および字寺田、雄和種沢字小向野、字宮ノ前、字館ヶ沢、字野中、字前田、字沼田、字大沢、字岩瀬、字山王堂、字中村、字金ヶ崎、字太子前、字潜龍寺前、字山田および字戸草沢、雄和平尾鳥字竹ノ花、字野田、字中村、字金井田、字善知鳥、字築場、字中田、字中山、字西野、字田向、字白ヶ沢、字細田、字大巻、字下野、字西ノ沢、字森ノ前、字石名沢および字平尾鳥ならびに雄和妙法字糠塚の各一部

3 工事の着手および完成の予定年月日

(1) 工事着手の年月日

昭和51年7月16日

(2) 工事完成の予定年月日

令和7年3月31日

4 事業計画案の縦覧の場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局下水道整備課

5 事業計画案の縦覧の期間

令和3年3月4日から同月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

6 事業計画案の縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

秋田市上下水道局告示第2号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号)第8条の3第1号の規定により告示する。

令和3年3月17日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
マルオ住設	奈 良 紀	潟上市天王字 上北野39-16	令和3年 2月25日

秋田市上下水道局告示第3号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程(平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第1号の規定により告示する。

令和3年3月17日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
マルオ住設	奈 良 紀	潟上市天王字 上北野39-16	令和3年 3月10日

秋田市上下水道局告示第4号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の電子決済による収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示する。

令和3年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 収納事務を委託した者の住所および氏名

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

株式会社 電算システム

取締役副社長執行役員 事業本部長 松 浦 陽 司

2 委託した公金の収納事務の範囲

水道料金、小規模水道水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料および特定地域生活排水処理施設使用料の電子決済による収納事務

3 受託者が提携する決済事業者

PayPay株式会社、LINE Pay株式会社、KDDI株式会社、ビリングシステム株式会社および楽天銀行株式会社ならびに株式会社ゆうちょ銀行(銀行Pay幹事行)

4 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

消防本部告示

秋田市消防本部告示第2号

秋田市火災予防規則（昭和48年秋田市規則第16号）第5条に規定する申請および届出の様式の一部を改正したので、次のとおり告示する。

令和3年3月22日

秋田市消防長 工 藤 琢 磨

- 1 改正した様式
様式第4号から第6号までおよび第12号（省略）
- 2 改正年月日
令和3年4月1日

公 告

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和3年3月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 名 称 株式会社コジマ
代表取締役 中 澤 裕 二
イ 住 所 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ア 名 称 コジマ×ビックカメラ卸団地店
イ 所在地 秋田市卸町二丁目3番12号
 - (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 株式会社コジマ
代表取締役 木 村 一 義
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号
変更後 株式会社コジマ
代表取締役 中 澤 裕 二
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 株式会社コジマ
代表取締役 木 村 一 義
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号
変更後 株式会社コジマ
代表取締役 中 澤 裕 二
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

- (4) 変更年月日
ア 令和2年11月18日
イ 令和2年11月18日
- (5) 変更理由
大規模小売店舗の設置者及び小売業を行う者の代表者に変更があったため
- 2 届出年月日
令和3年2月22日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
 - (2) 縦覧期間
令和3年3月3日から同年9月3日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年3月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類
別表1（省略）のとおり
- 2 予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および撤回した予防接種の種類
別表2（省略）のとおり

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和2年度第12号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年3月2日付け秋田市指令第1803号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づ

き、公告する。

令和3年3月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市河辺松測字小川原8番1
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名
秋田市河辺和田字和田30番地34 A棟
石木田 謙
秋田市河辺和田字和田30番地34 A棟
石木田 真奈美

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写真の送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年3月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画下水道事業
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（秋田地域）
- 2 縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局下水道整備課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写真の送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年3月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画下水道事業
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（河辺地域）
- 2 縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局下水道整備課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写真の送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年3月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画下水道事業
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（雄和地域）
- 2 縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局下水道整備課

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

令和3年3月30日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
名 称 株式会社マルエーうちや
代表取締役 海 風 正 一
住 所 秋田市泉北二丁目4番23号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ジェイマルエー茨島店
所在地 秋田市茨島六丁目336-2、367-1、367-2、369-1、369-5および390
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名 称 株式会社マルエーうちや
代表取締役 海 風 正 一
住 所 秋田市泉北二丁目4番23号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年11月23日
- (5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計
2,326.81㎡
- (6) 駐車場の収容台数
90台（身障者専用2台を含む。）
- (7) 駐輪場の収容台数
68台
- (8) 荷さばき施設の面積
137.45㎡
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量
26.98㎡
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前9時
イ 閉店時刻 午後10時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間
ア 荷さばき施設No. 1 午前6時から午後9時まで
イ 荷さばき施設No. 2 午前6時から午後9時まで
ウ 荷さばき施設No. 3 午後11時から午前6時まで
- 2 届出年月日
令和3年3月26日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
(1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課

- (2) 縦覧期間
令和3年3月30日から同年7月29日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名および住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月31日

秋田市長 穂 積 志

指定廃止路線一覧

番号	指定月日	指定番号	幅員 (m)	延長 (m)	指定道路の位置	指定廃止の 年月日・番号
1	昭和54年 4月28日	S54-001	6.00	24.83	秋田市榎山登町234番79	令和3年 3月31日 第1号

教 委 公 告

秋田市教委公告

令和3年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

令和3年3月4日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

- 1 選抜の種類
一般選抜（2次募集）を設定する。
- 2 入学願書の提出期日および提出先
 - (1) 提出期日
令和3年3月19日（金）から同月20日（土）午前11時まで
 - (2) 提出先
秋田市立秋田商業高等学校長
- 3 入学検定料
一般選抜で定時制の課程を受検した者は、1,250円（差額分）
- 4 入学志願者面接日
令和3年3月23日（火）
- 5 出願資格
秋田県公立高等学校の一般選抜を受検し、合格していない者
- 6 募集する学科名および募集人員
 - (1) 学科名
商業科
 - (2) 募集人員
前期選抜と一般選抜の合格者の計から募集定員までの人数
- 7 合格者の発表
令和3年3月25日（木）午後4時
- 8 その他
入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「令和3年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

